

第 2 期板野町子ども・子育て支援事業計画
【令和 2 年度～令和 6 年度】

令和2年3月

(令和5年3月一部見直し)

板野町

はじめに

急速な少子高齢化の進行や人口の減少、長時間労働や非正規雇用の増加、地域コミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化など、子どもとその家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況の中、国では“子どもの最善の利益”を実現する社会を目指すことを前提に平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

また、令和元年 10 月からは幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を進めるため、幼児教育・保育の無償化が開始されることとなりました。

本町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期板野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域で安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めてきました。その中で、平成 28 年から幼稚園・保育園の授業料等の無償化を実施。また、令和元年 10 月からは幼稚園・保育園の給食費等も無償化し、就学前教育の完全無償化による子育て世帯の経済的負担軽減に努めるなど、国や他市町村に先駆けた子育て支援策を実施してきました。

このたび、令和元年度で計画期間が終了する第 1 期計画を継承し、令和 2 年度以降も引き続き教育・保育、地域子育て支援の充実を図るため、「第 2 期板野町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

今後はこの計画に基づき、町民のみなさまや、関係機関・事業者の方々との連携を図りながら、子ども・子育て支援事業を推進してまいりますので、みなさまのご協力とご理解をお願いいたします。

最後に、計画の策定にご協力いただきました板野町子ども・子育て会議委員のみなさまをはじめ、アンケート調査にご協力いただいた多くのみなさまや貴重な意見をいただきました町民のみなさまに、心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

板野町長 玉井孝治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
第2章 板野町の子ども・子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 人口・世帯等の状況	4
2. 結婚・就業の状況	7
3. 保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校の状況	9
4. アンケート調査の結果（抜粋）	11
第3章 計画の基本的な考え方	19
1. 基本理念	19
2. 基本的な視点	20
3. 基本目標と施策体系	21
第4章 基本目標ごとの施策と取組	23
1. 健やかな育ち（子どもたちが健やかにのびのび育つ）	23
2. 子育て支援（子育て家庭が安心していきいき子育てできる）	32
3. 温かく包む地域（子どもの成長と子育て支援に地域が関わる）	46
第5章 量の見込みと確保方策	50
1. 量の見込みの算出について	50
2. 教育・保育の提供区域の設定	50
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策	51
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	54
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等	61
第6章 計画の推進	63
1. 推進体制	63
2. 計画の広報・啓発	63
参考資料	64
1. 子ども・子育て支援会議条例	64
2. 板野町子ども・子育て会議委員名簿	65

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生き育てることに対する意識の変化をもたらしています。また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもとその家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の変化の中、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

子ども・子育て支援新制度では、“子どもの最善の利益”を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

また、平成28年6月には少子高齢化の問題に真正面から取り組むものとして「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、その中で「女性の活躍」と「子育て環境の整備」を大きな柱として掲げる等、子育て支援の強化に力を入れています。その一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化が開始されることとなりました。

また、近年多発している児童虐待の防止対策や社会的養護、子どもの貧困対策といった子どもの権利を守る取組の充実も必要となっています。

こうした国・県の動向や保護者のニーズを見極めながら、本町においても、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、平成27年3月に『第1期板野町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、「保育が必要な子ども」は全員保育が受けられるよう、平成28年度から幼児教育・保育の無償化（公立のみ）に取り組み、保育の場の確保や幼少期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上に努めてきました。

このたび、令和元年度で計画期間が終了する第1期計画を継承し、令和2年度以降も引き続き教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、『第2期板野町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）』を策定することとなりました。

2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条の市町村子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第8条の市町村行動計画として位置付けられ、市町村子ども・子育て支援事業計画は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

本計画の策定にあたっては、町の最上位計画としてまちづくりの方向を示す『第五次板野町振興計画』の基本構想・基本計画に則し、その中で保健福祉部門の基本施策を示した『板野町総合保健福祉計画（板野町地域福祉計画・板野町障がい者計画・健康いたの21を含む）』の次世代育成分野の計画として、関連計画との整合性を図りながら、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」も包含して策定します。

3. 計画の期間

本計画の期間は、「子ども・子育て支援法」の第61条の規定に基づき、5年を一期として策定するものとされており、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画の施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和6年度には、本計画の達成状況と課題等を踏まえて見直し及び評価を行い、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期計画									
				見直し			中間 見直し		見直し
					本計画(第2期計画)				

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、町内の就学前児童・小学生児童の保護者対象に「板野町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間	平成31年1月15日～平成31年1月29日	
調査方法	保育園・幼稚園・小学校による配布・回収（一部、郵送配布・回収）	
回収状況	就学前	163/215件（回収率：75.8%）
	小学生	91/107件（回収率：85.0%）

(2) 板野町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「板野町子ども・子育て会議」を2回開催し、事業計画における量の見込みや計画素案等について協議しました。

開催日	内容
令和元年10月31日（木）	・第2期板野町子ども・子育て支援事業計画について ・その他
令和2年2月17日（月）	・第2期板野町子ども・子育て支援事業計画（案）について ・板野保育園の定数の変更について ・その他

(3) パブリックコメントの実施

子ども・子育て支援法第61条第8項の規定により、市町村は市町村支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めるものとされていることから、本計画の策定にあたってはパブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和2年1月18日～令和2年1月30日
意見	0件

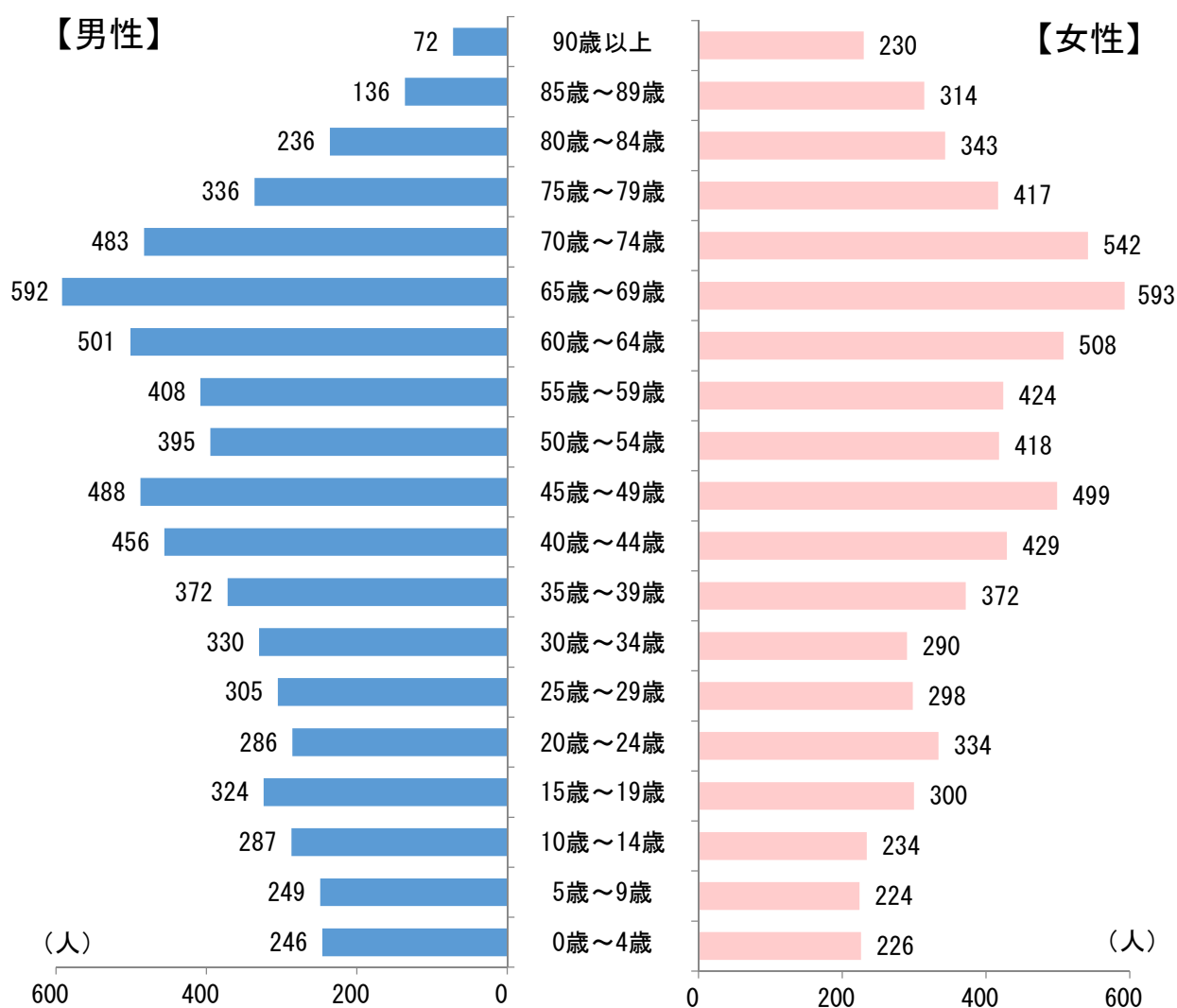
第2章 板野町子ども・子育て家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口ピラミッド(性別・5歳区分別人口)

本町の人口構成は、男女ともに65～69歳が最も多く、30歳未満の若年層が少なくなっています。

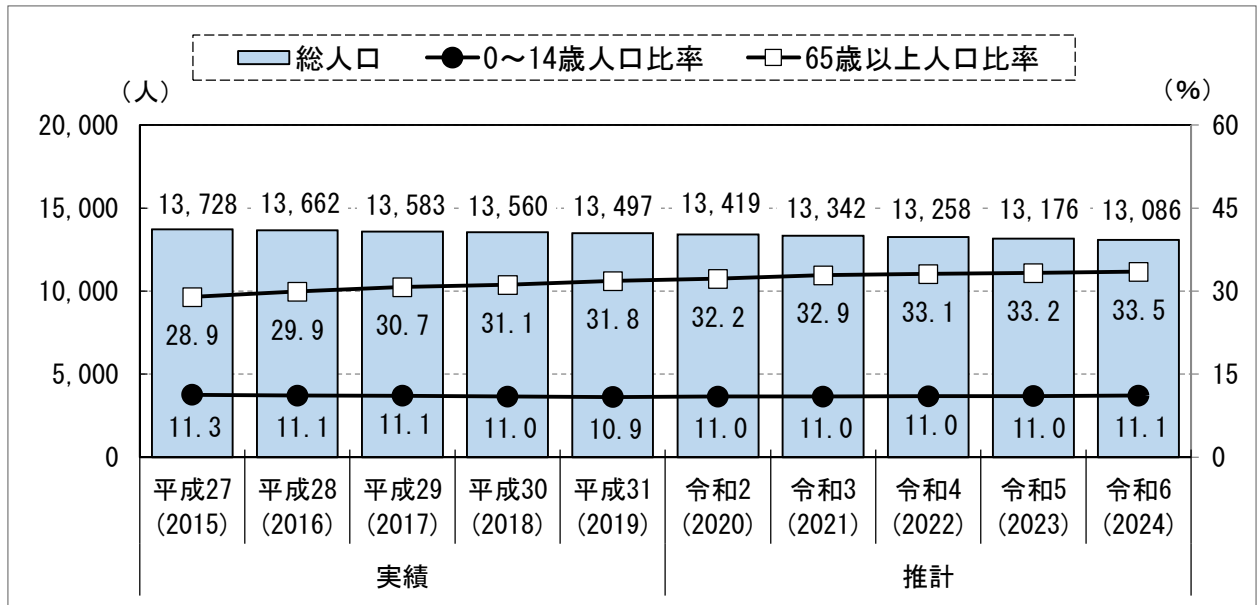
また、結婚適齢期である20歳代の人口が少なく、少子高齢化が進展すると考えられます。



出典：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(2) 総人口および人口比率の推移と将来人口の推計

本町の総人口および年少人口（0～14歳）は、ともに年々減少しており、総人口に占める年少人口（0～14歳）の割合も減少しています。

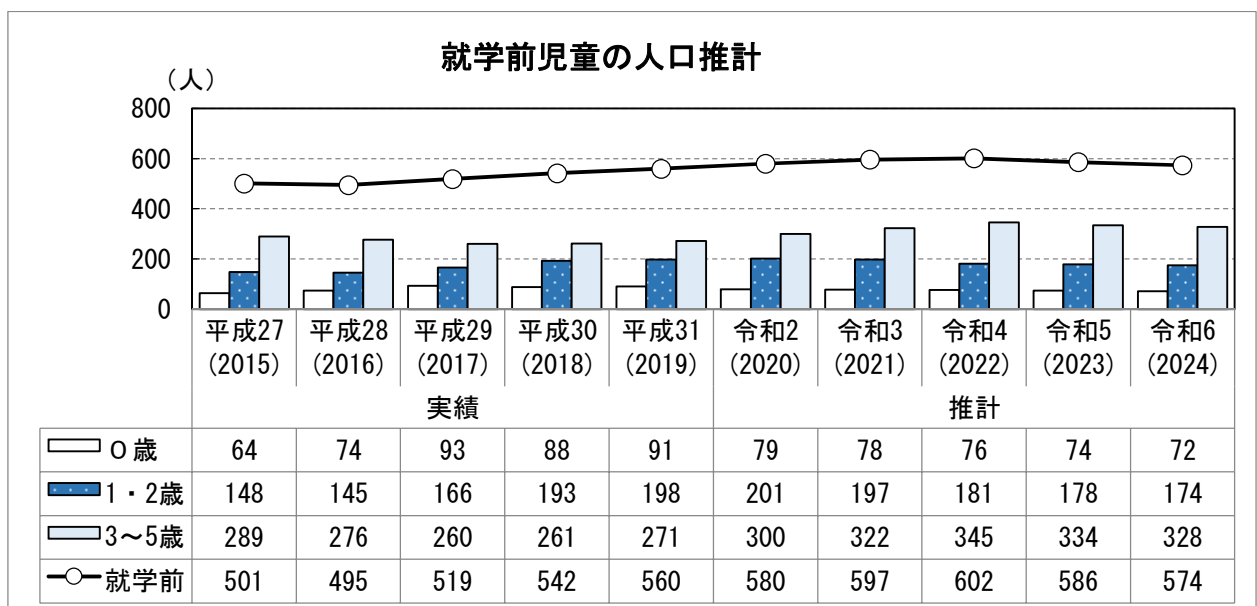


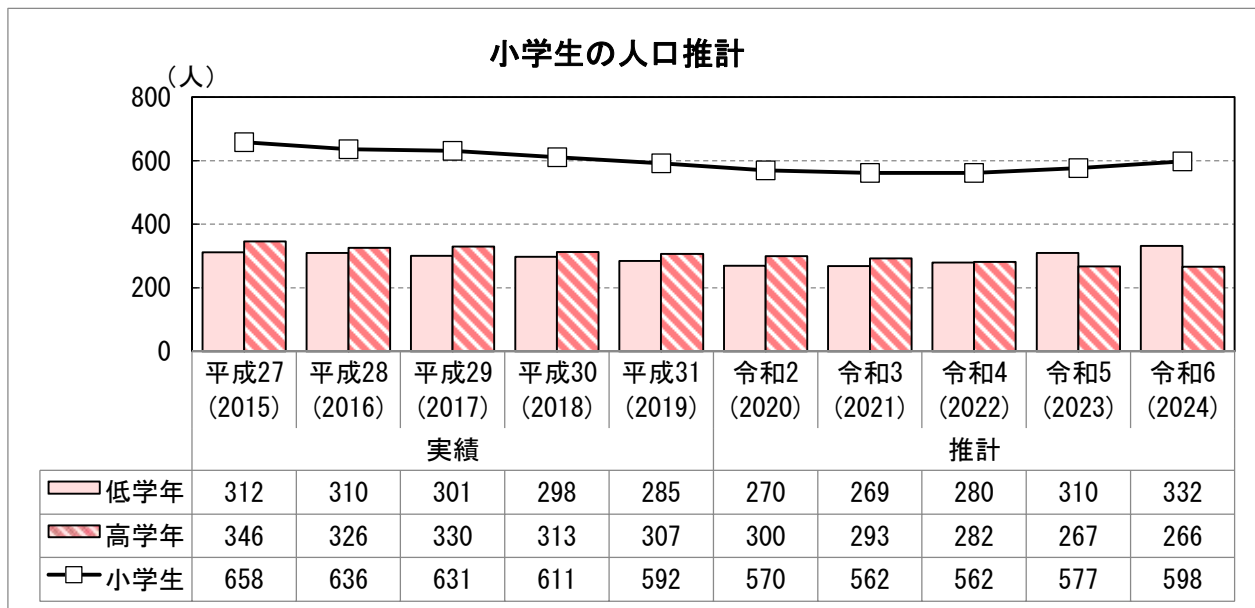
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 子どもの人口（0～11歳）の推移と将来人口の推計

本町の子ども的人口（0～11歳）は、増減を繰り返しており、平成31年は1,152人となっています。

また、将来人口の推計では、本計画の最終年度である令和6年には小学校までの子ども的人口（0～11歳）は1,172人と増加傾向にあります。





出典：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

（４）人口動態の推移

本町の出生数から死亡数を差し引いた自然増減は、平成 26 年以降減少を続けていますが、幼児教育・保育の無償化（公立のみ）が始まった平成 28 年のみ減少が 100 人を下回っています。

転入数から転出数を差し引いた社会増減についても、平成 28 年度以降、転入数が転出数を上回っています。

		平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
自然 動態	出生数	63 人	69 人	87 人	85 人	96 人
	死亡数	165 人	181 人	165 人	195 人	197 人
	自然増減数	▲ 102 人	▲ 112 人	▲ 78 人	▲ 110 人	▲ 101 人
社会 動態	転入数	442 人	422 人	552 人	492 人	474 人
	転出数	459 人	478 人	441 人	423 人	385 人
	社会増減数	▲ 33 人	▲ 69 人	81 人	53 人	61 人
人口増減数		▲ 135 人	▲ 43 人	3 人	▲ 57 人	▲ 40 人

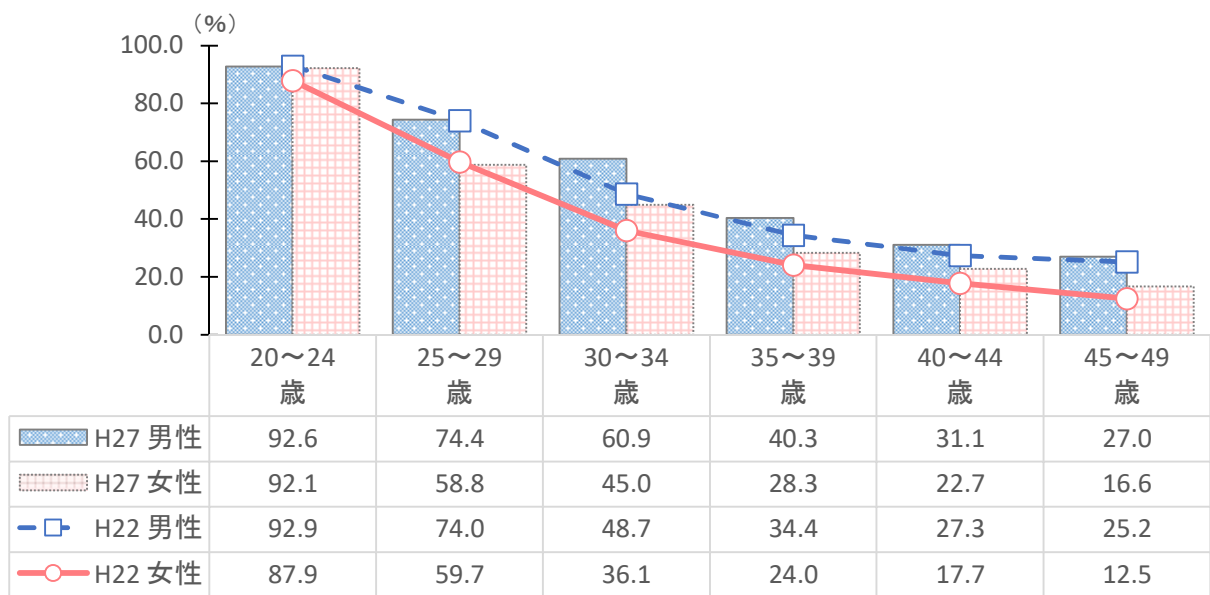
出典：人口動態調査（各年 1 月 1 日～12 月 31 日現在）

2. 結婚・就業の状況

(1) 未婚率の推移

本町の年代別の未婚率をみると、男性の「20～24歳」、女性の「25～29歳」を除くと、平成22年から平成27年にかけて、いずれの年代も未婚率が上昇しています。

また、平成27年の未婚率を国・徳島県と比較すると、平成22年から平成27年にかけて未婚率が低下した男性の「20～24歳」、女性の「25～29歳」を除くと、全国・徳島県より未婚率は高くなっており、特に「30～34歳」では10ポイント以上上回っています。



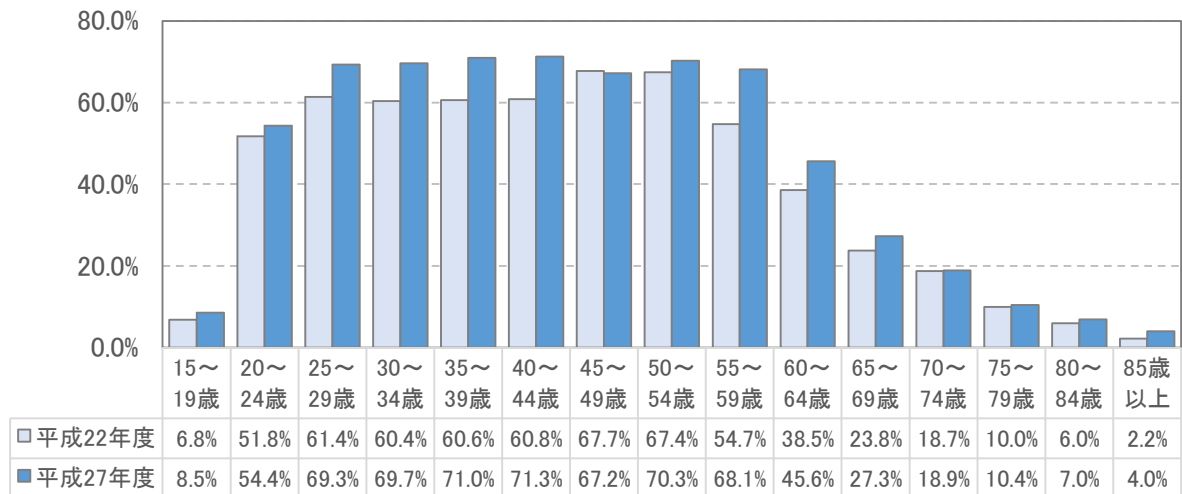
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

※参考	平成27年			
	国		徳島県	
	男性	女性	男性	女性
20～24歳	90.5%	88.0%	92.7%	88.9%
25～29歳	68.3%	58.8%	70.6%	59.5%
30～34歳	44.7%	33.6%	47.7%	34.4%
35～39歳	33.7%	23.3%	34.7%	24.1%
40～44歳	29.0%	19.0%	28.1%	18.9%
45～49歳	25.1%	15.9%	24.2%	15.7%

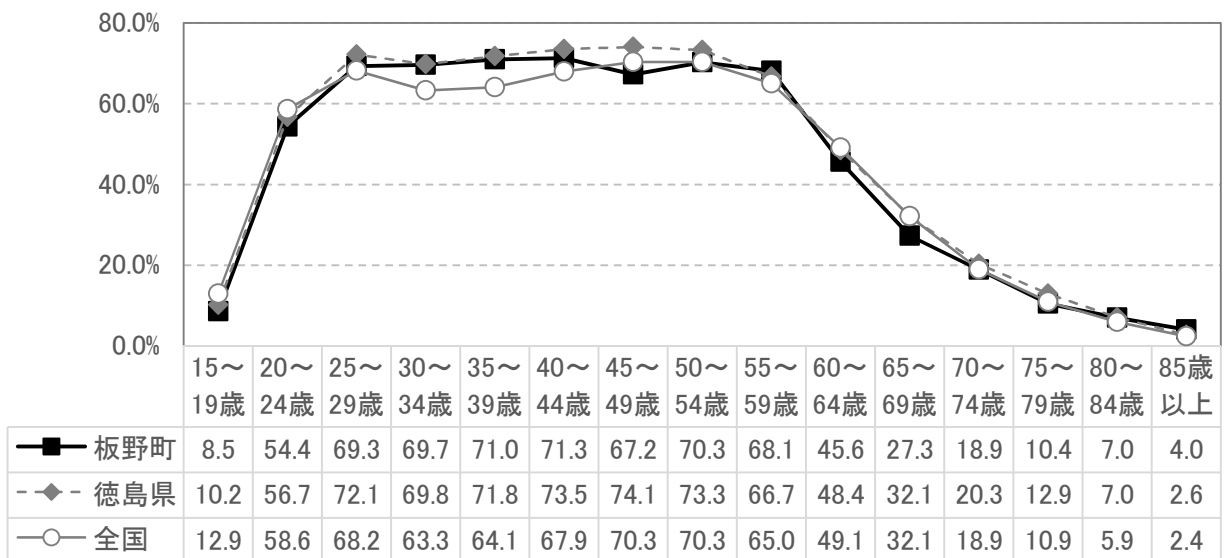
(2) 女性の就業率の推移

本町の女性の就業率をみると、平成22年に比べて平成27年では「45～49歳」のみ低下していますが、子育て期である20代後半から40代前半までの女性の就業率（平成27年）は70.5%となっており、全国平均を上回っています。

また、平成27年の女性の就業率を全国、徳島県と比較すると、「55～59歳」「85歳以上」では徳島県や全国より高くなっています。



※参考(平成27年)



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

総務省の労働力調査によると、2016（平成28）年時点の我が国の25～44歳の女性の就業率は**72.7%**となっています。「未来投資戦略2017」では25～44歳までの女性の就業率を2020（令和2）年までに**77%**を達成することを目標に取組を推進しています。

3. 保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校の状況

(1) 保育所(園)の状況

本町は、平成30(2018)年4月に「板野保育園」と「板野わかば保育園」が統合し、「板野保育園」となり、認可保育所が1か所になっています。

本町で実施されている特別保育は『延長保育』『一時保育』です。平成31年度の入所児童数は231人となっており、入所待機児童数は直近の5年間は0人となっています。

【保育所の概要】

施設名称	所在地	開所時間
公立 板野保育園	板野町大寺字岡ノ前 20 番地	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:15

出典：住民課

【保育所入所児童数の推移】（各年4月1日現在）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	
認可保育所数	2か所	2か所	2か所	1か所	1か所	
定員数	205人	205人	205人	220人	220人	
入所児童数	合計	103人	123人	148人	214人	231人
	0歳児	1人	0人	0人	12人	14人
	1歳児	0人	0人	18人	64人	68人
	2歳児	12人	50人	56人	72人	74人
	3歳児	60人	61人	65人	66人	75人
	4歳児	21人	10人	7人	0人	0人
5歳児	9人	2人	2人	0人	0人	
入所率*	50.2%	60.0%	72.2%	97.3%	105.0%	
入所待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	

※入所率（入所児童数÷定員数）は100%を超える場合があります。

出典：住民課

【特別保育（一時預かり）利用者数の推移】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
延べ利用日数	430人日	379人日	374人日	327人日	218人日

出典：住民課（各年3月31日現在、※平成31年のみ7月31日現在）

(2) 幼稚園の状況

本町には、公立の幼稚園が4か所となっています。

平成31年の入園児童数は172人となっています。

【幼稚園の概要】

施設名称	所在地	開園時間
板野東幼稚園	町吹田字町東8番地1	平日8:00~18:00
板野東幼稚園 大坂分園	板野町大坂字宮東20番地	平日8:00~18:00
板野西幼稚園	板野町那東字楠木15番地	平日8:00~18:00
板野南幼稚園	板野町下庄字真弓71番地	平日8:00~18:00

出典：学校基本調査

【幼稚園入園児童数の推移】

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
幼稚園数		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
入園児童数	合計	157人	164人	160人	171人	172人
	3歳児	2人	0人	1人	1人	1人
	4歳児	70人	74人	77人	85人	85人
	5歳児	85人	90人	82人	85人	86人

出典：学校基本調査（各年4月1日現在）

(3) 小学校・中学校の状況

本町には、小学校が4校（分校1校含む）及び中学校が1校となっています。

【小・中学校の概要】

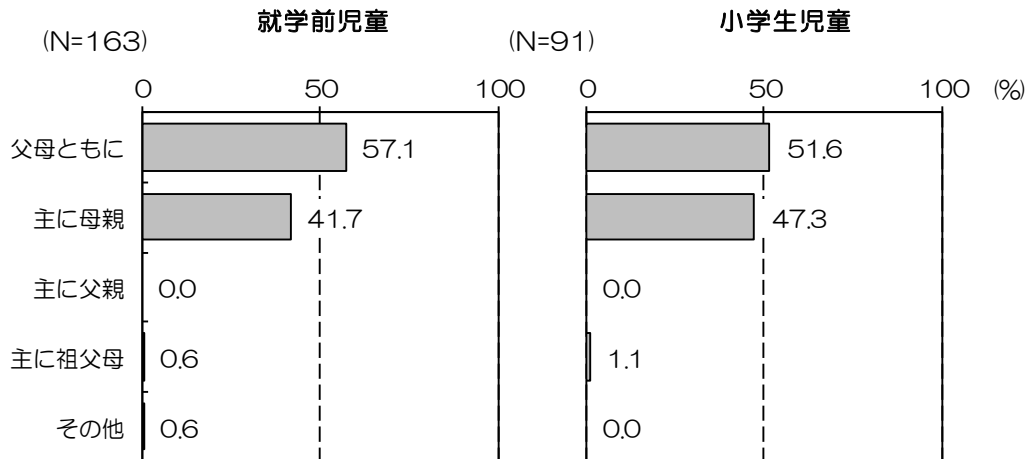
区分	名称	所在地
公立	板野東小学校	板野町吹田字町東2番地
	板野東小学校大坂分校	板野町大坂字宮東20番地
	板野西小学校	板野町那東字泉西5番地
	板野南小学校	板野町下庄字栖養44番地
	中学校	板野中学校

出典：学校基本調査

4. アンケート調査の結果(抜粋)

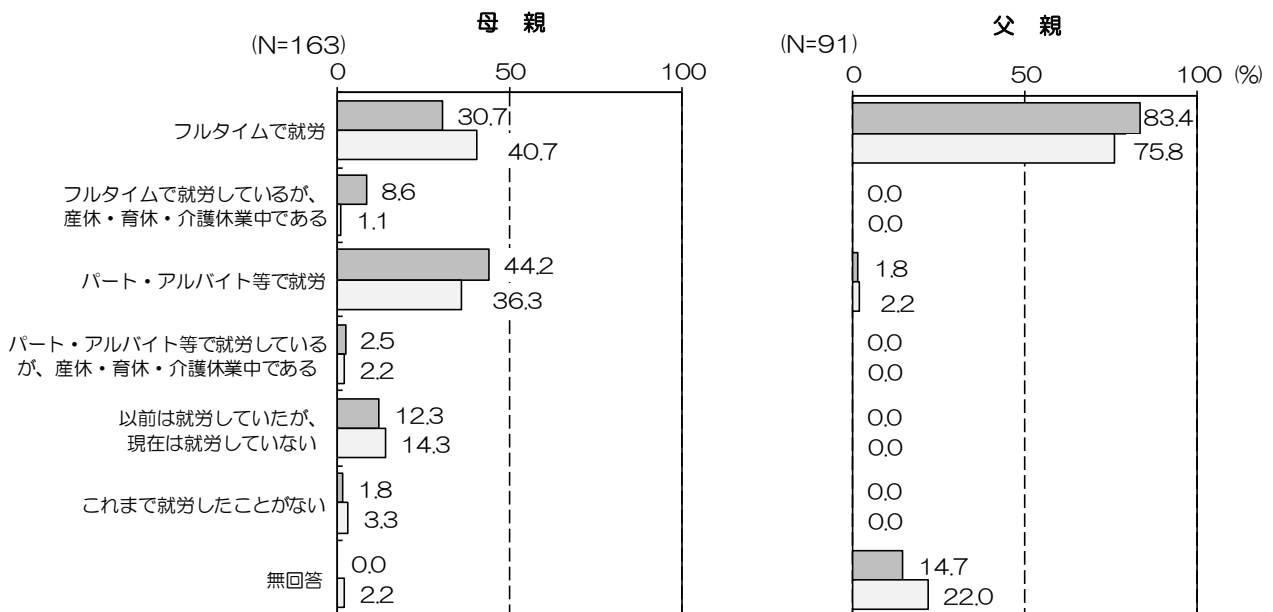
①子育て(教育を含む)を主に行っている方(未就学児童・小学生)

お子さんの子育て(教育を含む)を主に行っている方については、就学前児童、小学生児童ともに「父母ともに」がそれぞれ57.1%・51.6%で最も多く、次いで「主に母親」(41.7%・47.3%)となっている。また、「主に父親」と回答した人はいなかった。



②保護者の就労状況(未就学児童・小学生)

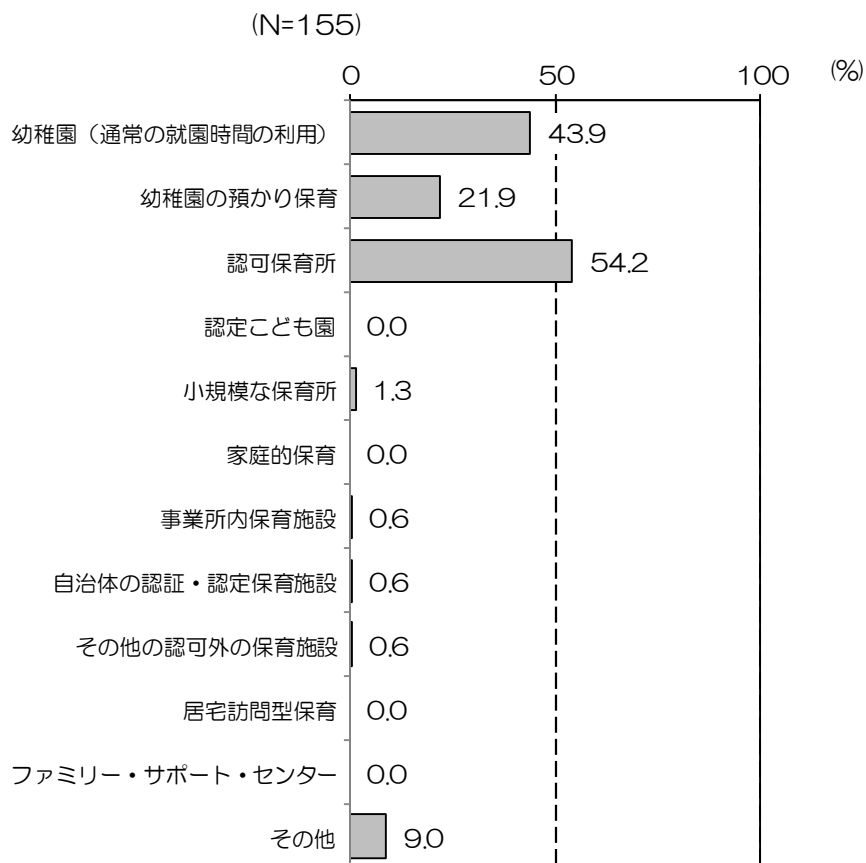
- ・母親の就労状況については、就学前児童では「パート・アルバイト等で就労」が44.2%で最も多く、小学生児童では「フルタイムで就労」が40.7%で最も多くなっている。
- ・父親の就労状況については、就学前児童、小学生児童ともに「フルタイムで就労」がそれぞれ83.4%・75.8%となっており、次いで「パート・アルバイト等で就労」(1.8%・2.2%)となっている。



■ 就学前児童(N=163) □ 小学生児童(N=91)

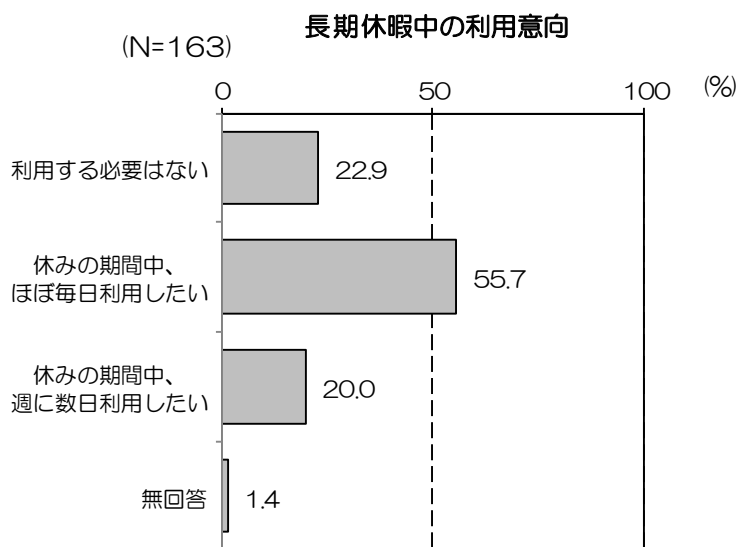
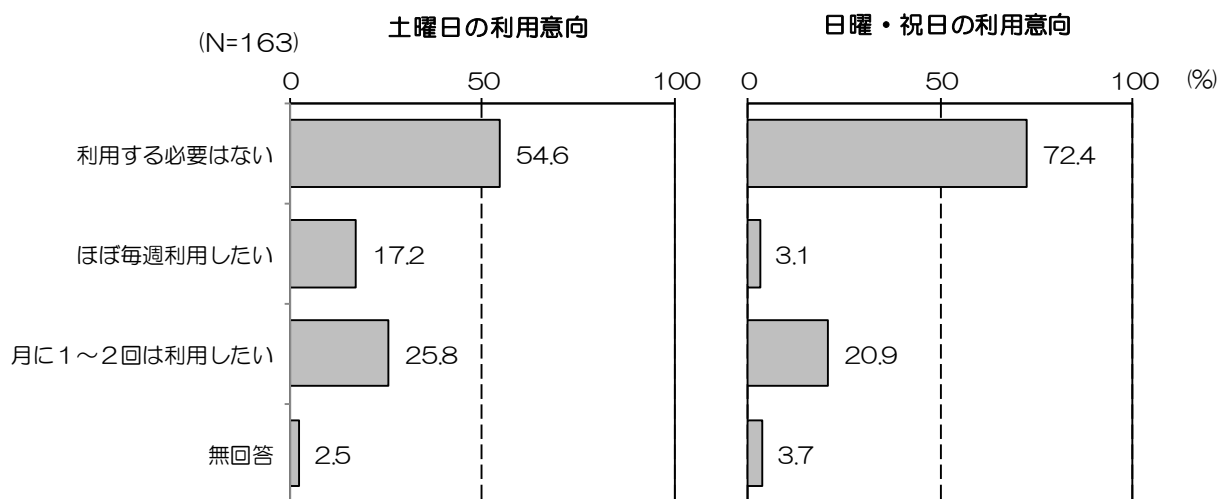
③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児童）

定期的にご利用している事業については、「認可保育所」が54.2%と最も多く、次いで「幼稚園」（43.9%）、「幼稚園の預かり保育」（21.9%）の順となっており、その他の事業は利用者が少なくなっている。



④土・日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望（未就学児童）

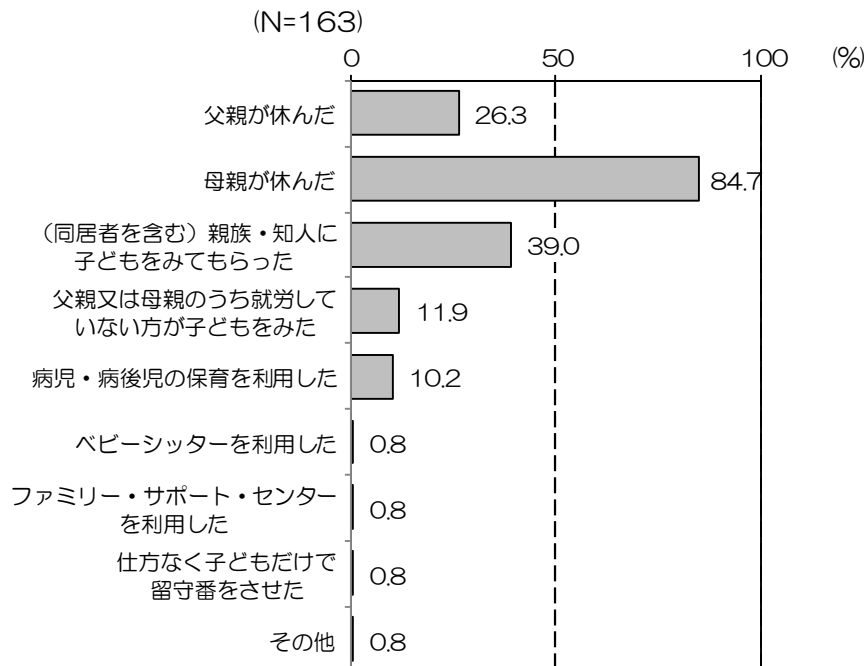
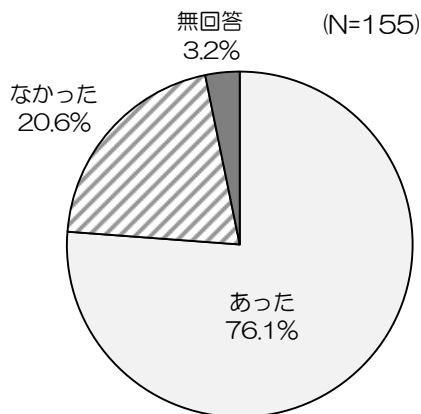
- 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無については、「利用する必要はない」が54.6%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」（25.8%）、「ほぼ毎週利用したい」（17.2%）の順となっている。
- 日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無については、「利用する必要はない」が72.4%と最も多く、次いで「月に1～2回利用したい」（20.9%）、「ほぼ毎週利用したい」（3.1%）の順となっている。
- 長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無については、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が55.7%と最も多く、次いで「利用する必要はない」（22.9%）、「休みの期間中、週に数日利用したい」（20.0%）の順となっている。
- 土日・祝日の利用希望は少ないが、長期休暇中の利用希望については「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」（55.7%）割合が高くなっており、長期休暇中の需要が多くみられる。



⑤子どもが病気の際の対応について（未就学児童）

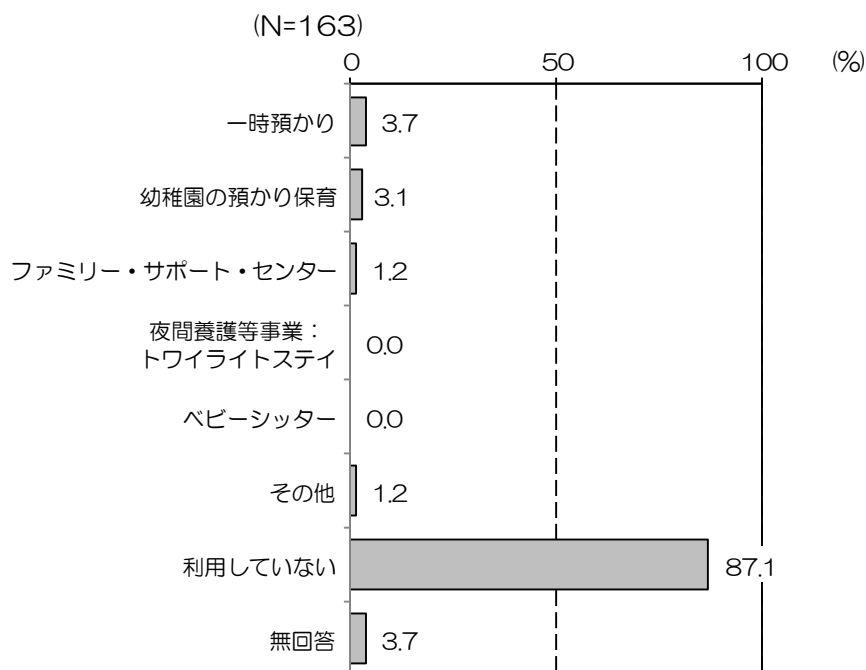
- この1年間にお子さんが病気やケガで、通常の教育・保育事業を利用できなかった（学校を休んだ）ことについては、「あった」と回答した人は76.1%となっており、「なかった」(20.6%)を55.5ポイント上回る結果となった。
- 対処方法については、「母親が休んだ」が84.7%と最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（39.0%）、「父親が休んだ」（26.3%）の順となっている。

就学前児童（利用できなかった）



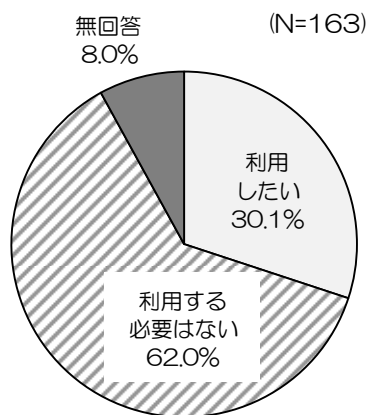
⑥不定期の教育・保育事業の利用状況について

この1年間に、私用（冠婚葬祭、リフレッシュ等）、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期に利用した事業の利用の有無については、「利用していない」と回答した人が87.1%と約9割を占めており、「利用した」と回答した人の合計は1割未満（9.2%）にとどまる結果となった。



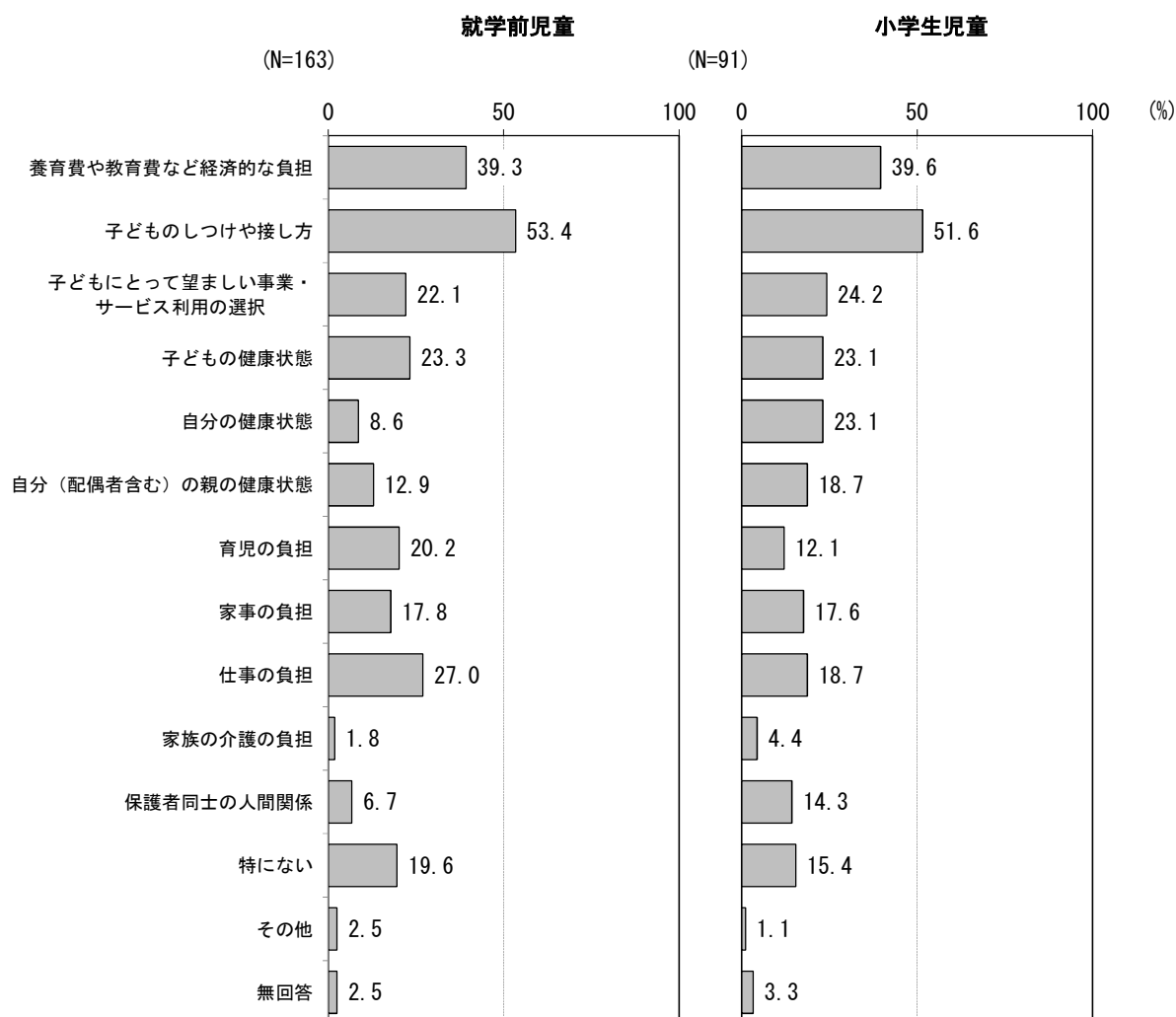
⑦不定期の教育・保育事業の利用意向について

私用（買物・習い事等）、親の通院、不定期の就労等の目的で、不定期の教育・保育事業の利用希望の有無については、「利用する必要はない」が62.0%となっており、「利用したい」（30.1%）の約2倍となった。



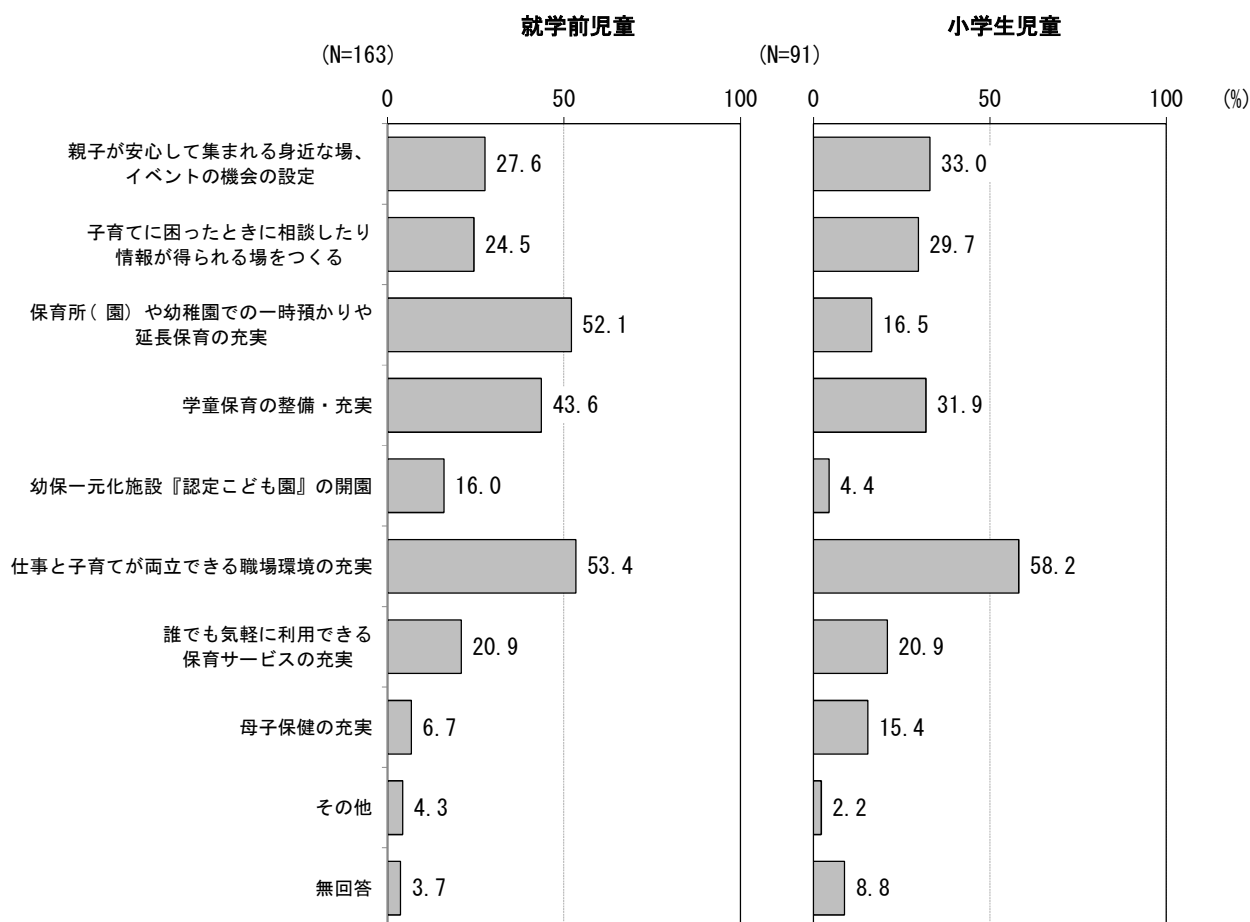
⑧子育てに関する心配事や悩み事について

- 子育てにおける心配事や悩み事については、就学前児童では「子どものしつけや接し方」が53.4%と最も多く、次いで「養育費や教育費など経済的な負担」(39.3%)、「仕事の負担」(27.0%)の順となっており、小学生児童では「子どものしつけや接し方」が51.6%と最も多く、次いで「養育費や教育費など経済的な負担」(39.6%)、「子どもにとって望ましい事業・サービス利用の選択」(24.2%)の順となっている。
- 就学前児童では小学生児童に比べ、「育児の負担」や「仕事の負担」等の割合が高くなっており、小学生児童では就学前児童に比べ、「自分の健康状態」、「自分(配偶者含む)の親の健康状態」、「保護者同士の人間関係」等の割合が高くなっている。



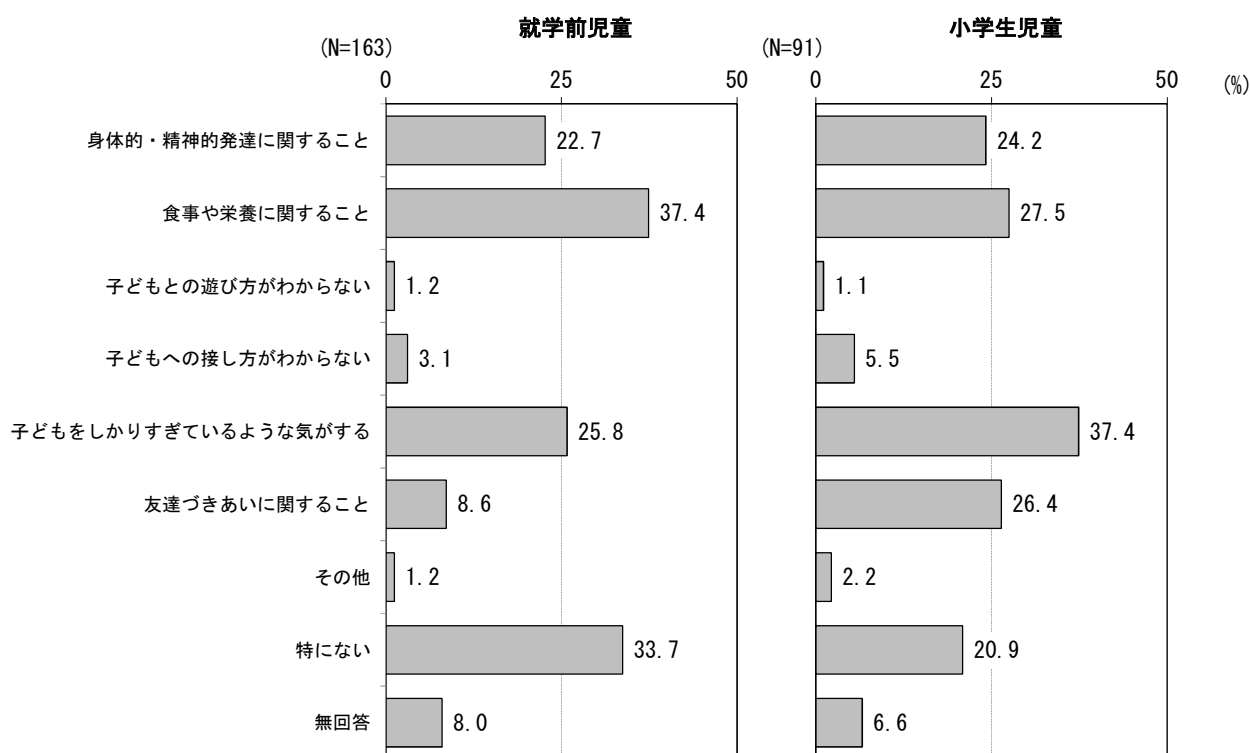
⑨子育て環境充実のために必要だと思う支援策について

- 子育て環境充実のために必要だと思う支援策については、就学前児童では「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」が53.4%と最も多く、次いで「保育所(園)や幼稚園での一時預かりや延長保育の充実」(52.1%)、「学童保育の整備・充実」(43.6%)の順となっており、小学生児童では「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」が58.2%と最も多く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の設定」(33.0%)、「学童保育の整備・充実」(31.9%)の順となっている。
- 就学前児童では、一時預かりや延長保育、学童保育の整備・充実等の事業を望む割合が半数近く見られた。
- 小学生児童の方が、親子が集まれるイベントや相談先の充実を望んでいる傾向が見られた。
- 就学前児童、小学生児童ともに「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」(53.4%・58.2%)を望む割合が高く、半数以上の回答となった。



⑩子どもに関する日常の悩みや気になることについて

- 子どもに関する日常の悩みや気になることについては、就学前児童では「食事や栄養に関すること」が37.4%と最も多く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がする」(25.8%)、「身体的・精神的発達に関すること」(22.7%)の順となっており、小学生児童では「子どもをしかりすぎているような気がする」が37.4%と最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」(27.5%)、「友達づきあいに関すること」(26.4%)の順となっている。
- 就学前児童では小学生児童に比べ、「食事や栄養に関すること」の割合が高くなっている。
- 小学生児童では就学前児童に比べ、全体的に悩んでいることや気になることが多い結果となった。
- 「特にない」が就学前児童、小学生児童それぞれ33.7%・20.9%となっている。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、全ての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、全ての住民に共通する願いでもあります。

『第1期板野町子ども・子育て支援事業計画』では、誰もが子どもを生き育てることの尊さと喜びを理解し、子どもの健全な成長を見守り支えていける地域社会を形成していくことが大切であるとの考えのもとに“共に育つ いたの”を基本理念に掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と子育て支援の様々な取組を通じて、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

また、『板野町総合戦略（いたの再興《最高》新南海道戦略）』の基本目標の1つに「結婚・出産・子育ての環境づくり」が掲げられています。子育て日本一を目指し、出会い・結婚・出産・子育てのトータルな支援体制の充実を目指しています。

本計画においても、基本理念を継承するとともに、近年、大きな問題となっている「児童虐待」などの社会問題も踏まえ、親が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、地域みんなが子育てを支えることによって、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会をめざすものとします。

基本理念

【共に育つ いたの】

2. 基本的な視点

基本理念を実現するため、次の4点を基本的な視点として施策に取り組みます。

1 子どもの視点

全ての場面で子どもの幸せを第一に考え、子どものためになり、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。そして、特に子育ては男女と家族が協力して行うべきものであるという視点に立って取り組みます。また、全ての子どもと、その家庭を支援するという広い視点で推進します。

2 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもてるよう、子どもの心身の健やかな育ち・成長の視点を重視します。

3 地域で支援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政だけでなく地域や事業所が協力すべき共通の課題として、協働で取り組むことが不可欠です。このため、地域で子育てに関する活動を行っている各種ボランティア団体、民生委員・児童委員等を始めとする地域の方の力と、保育園、幼稚園、児童館、学校の施設等を地域の社会資源として十分かつ効果的に活用することが必要です。

4 サービス利用・提供の視点

子どもと子育て家庭の状況に配慮し、サービス利用者の視点に立った対応に努めるとともに、サービスの質の確保を図ります。あわせて、子どものためになる子育て支援をめざし、事業の点検等を行いながら推進します。

3. 基本目標と施策体系

基本目標1

健やかな育ち(子どもたちが健やかにのびのび育つ)

次代を担う子どもたちが、健康で、心豊かに育つことができるためには、子どもの視点に立って子どもたちの成長を育んでいくことが必要です。健やかな発育支援をはじめ、一人ひとりの個性を大切にした教育や、恵まれた自然環境を活かし、様々な体験を通して豊かに成長できる環境整備を行い、「子どもたちが健やかにのびのび育つ板野町」をめざします。

1. 親子の健康支援	母子保健の推進
	子どもの成長にあわせた健康支援
2. 子どもの健全育成の支援	子どもの人権の尊重
	児童館を中心とした子どもの居場所づくり 交流・体験活動等の推進
3. 生きる力を育む教育の充実	確かな学力と豊かな心の育成

基本目標2

子育て支援(子育て家庭が安心していきいき子育てできる)

子育て家庭をはじめ、これから子どもを生ま育てたいと考えている人が、安心して子どもを生子、健やかに子どもを生ま育てることができるよう、「子育て日本一」を目指して、「出会い・結婚・出産・子育て」へと繋がる切れ目のない支援サービスの充実を図ります。

1. 子ども・子育て支援サービスの充実	教育・保育事業の充実
	地域子ども子育て支援事業の充実
2. 子育て家庭への支援体制の充実	各種相談機能・情報提供体制の充実
	子育て家庭への経済的支援の推進 子どもの貧困対策の推進
3. 関わりが必要な親子への支援体制の充実	ひとり親家庭の自立支援の推進
	児童虐待防止対策の充実

基本目標3

温かく包む地域(子どもの成長と子育て支援に地域が関わる)

子どもは、未来を担う宝石です。地域が子どもの成長に関わり、子育てに関わることは、子どもと子育て家庭にとっても、地域にとっても大切なことであり、地域全体で子どもを育てる取組を推進します。あわせて、事業所における子育てと仕事を両立しやすい就労環境の向上に努めます。

1. 地域ぐるみ子育ての推進	子育て支援ネットワークの充実
	ワークライフ・バランスの推進
2. 安心・安全な暮らしづくりの推進	子どもと子育てにやさしいまちづくり
	安心・安全のまちづくり



第4章 基本目標ごとの施策と取組

1. 健やかな育ち(子どもたちが健やかにのびのび育つ)

(1) 親子の健康支援

女性にとって、妊娠・出産は心身ともに大きな変化をもたらします。近年、核家族化や地域のつながりの希薄化により、出産・育児経験者からの育児に関する知識や情報を習得する機会の減少や妊産婦が家族から十分な援助を受けづらい状況にあります。また、女性の社会進出が進み、就労しながら妊娠期を過ごす女性も多いことから、産前・産後の心身的なサポートの充実が必要となっています。

母子保健の推進

① 妊婦健康診査		【担当課】福祉保健課
概要	県内の協力医療機関で妊婦健康診査が受診できる受診券を母子健康手帳交付時に発行しています。妊娠中に妊婦健康診査を14回公費で受診することができます。妊婦健康診査を通じて、妊娠期の健康管理を行うとともに、必要に応じて、電話、面接、訪問等によるきめ細かな対応に努め、妊婦への支援を行っています。	
今後の方向性	妊婦健康診査の受診率100%を目指して、引き続き、呼びかけを行うとともに、健診結果から、何らかの問題点や支援が必要な妊婦に対しては、医療機関と連携しながら個別訪問を行います。	

② 妊婦訪問		【担当課】福祉保健課
概要	初めての出産を控えた妊婦を対象に、出産や育児への不安減少や出産後の子育て支援を目的とした妊産婦訪問を実施しています。	
今後の方向性	初妊婦訪問の訪問率100%を目指して、引き続き、訪問を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じ、子育て情報の提供を行います。	

③-1 乳児健康診査		【担当課】 福祉保健課
概要	<p>発達段階に合わせた健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳児健診）を実施しています。また、子どもの発達や健康等に関する知識や情報を提供するとともに、保護者の健康状態や生活・育児の状況などの把握、育児不安の軽減につながるよう、相談・保健指導を実施しています。</p> <p>また、健康診査未受診者の減少に向けて、電話・訪問等で受診勧奨を行うとともに、未受診児の把握に努めています。</p>	
今後の方向性	<p>引き続き、健康診査の未受診者の把握に努めるとともに、経過観察児のフォローを行います。また、複雑化している相談内容に対して、適切な対応ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。</p>	

③-2 幼児健康診査		【担当課】 福祉保健課
概要	<p>1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査を実施しています。現在、受診率は約90%となっており、母子保健推進員や関係機関と連携し、各年齢に応じた支援体制を構築しています。健診後はカンファレンスを行い、要フォロー児の確認と情報共有を行っています。</p>	
今後の方向性	<p>引き続き、健康診査の未受診者の把握に努めるとともに、関係機関との連携を図り、経過観察児のフォローを行います。</p>	

④ 予防接種事業		【担当課】 福祉保健課
概要	<p>感染症予防についての啓発や予防接種法に基づく予防接種（B型肝炎、H i b感染症、小児肺炎球菌感染症、四種混合、二種混合、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス感染症）を定期的に行い、感染症のおそれのある疾病の発生予防及びまん延の予防に努めています。未接種児に対しては、年度当初だけでなく、対象者に合わせた接種勧奨を行っています。</p>	
今後の方向性	<p>未接種児の減少に向けて、健康診査時に感染症予防と予防接種の重要性について啓発し、接種勧奨を行います。</p>	

⑤ 健康教育		【担当課】福祉保健課
概要	<p>保育園・幼稚園等との連携を図り、各年齢に応じて子どもの健康についての情報提供や意識啓発を促進するとともに、健診等の機会を活用して、乳幼児の事故防止や離乳食など食生活についての啓発・情報提供を行っています。</p> <p>食事相談・離乳食講座</p> <p>乳幼児健康診査における栄養相談では、個々の成長にあわせた個別相談を実施しています。また、股関節脱臼教室開催時は、離乳食講座（離乳食の始め方について）を実施しています。</p> <p>ベビーマッサージ講座</p> <p>7か月未満児を対象に、乳児健康診査時にベビーマッサージ講座を実施しています。</p>	
今後の方向性	<p>食事相談・離乳食講座</p> <p>生活リズムを整え、正しい食習慣が身につくよう、食事についての情報提供を行います。</p> <p>ベビーマッサージ講座</p> <p>参加しやすい環境づくりや内容の充実に努め、参加者の増加を目指します。</p>	

⑥-1 乳児家庭全戸訪問事業		【担当課】福祉保健課
概要	<p>生後4か月までの乳児のいる全家庭を保健師、助産師等が訪問し、身体計測及び発育や栄養状態等必要な確認を行うとともに、子育てに関する情報提供や必要に応じて保健指導を行っています。</p> <p>また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関と連携をはかり、適切なサービスにつなげています。</p> <p>町外に里帰りの産婦と新生児については、希望があれば里帰り先まで訪問を実施し、早期に支援できる体制づくりを進めています。</p>	
今後の方向性	<p>引き続き、全ての新生児への訪問指導を実施するとともに、支援が必要な家庭に対しては産婦や乳幼児への継続した家庭訪問を実施します。</p>	

⑥-2 養育支援訪問事業		【担当課】福祉保健課
概要	<p>養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師、助産師等が家庭を訪問し、養育に関する専門的相談支援を行うことにより、家庭の抱える諸問題の解決や育児不安や負担の軽減を図っています。</p>	
今後の方向性	<p>養育支援が必要な家庭に対し、適正な時期に保健指導を実施します。また、フォロー体制の充実と板野町児童家庭支援ネットワークの活用により、子どもと子育て家庭を支援します。</p>	

⑥-3 乳幼児発達相談事業		【担当課】福祉保健課
概要	健康診査や保護者からの相談で、ことばや発達に不安のある子どもに対し、言語聴覚士による相談、指導を行っています。必要時には、療育機関の紹介を行っています。	
今後の方向性	母親や保護者の育児不安の軽減、早期療育・早期治療に適切につながるよう努めます。	

子どもの成長にあわせた健康支援

① 健全母性育成事業		【担当課】福祉保健課
概要	中学生を対象に、性に関する正しい知識の普及を行い、自分の体についての関心を高め、自らの意思により行動できる力を身につけるとともに、将来、次世代の親となるための十分な知識を養うことを目的に実施しています。	
今後の方向性	性や性感染症予防に関する正しい知識の普及啓発や時代に即した問題に対し、学校関係者と連携し、各年代の問題、課題に即した健康教育を実施します。	

② 食育の推進		【担当課】産業課
概要	「第2期板野町食育推進計画」に基づき、「食の大切さを見直し、次世代に伝えていく」ことをテーマに、子ども達の成長を支える食育活動を推進します。 単なる栄養補給だけの「食」ではなく、「食べること」を通じて、人と人との「つながり」や「楽しさ」、「マナー」などが身につくように努めています。	
今後の方向性	地場産農作物を学校給食に積極的に使用することにより、児童生徒や保護者、また、地域の食文化に対する意識啓発を図ります。	

③ 子育て相談センター		【担当課】福祉保健課
概要	妊娠から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことを目的に、平成31年4月から板野町子育て相談センターを設置しています。妊娠・出産・子育てなどに関する情報提供のほか、関係機関とのコーディネートなど各種相談やサービスをワンストップでサポートしています。	
今後の方向性	窓口の周知に努めるとともに、支援プランの策定や必要に応じて保健医療または福祉の関係機関との連絡調整を行います。 また、妊産婦・乳幼児等の実情の把握に努めるとともに、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。	

(2) 子どもの健全育成の支援

子どもは様々な体験を通して、多くのことを学び、吸収して成長し、そこで得たものはこれからの人生の礎となり、生活の知恵として身についていくものです。子ども一人ひとりの人権・人格を尊重しながら、子どもたちだけでなく、多世代の住民がふれあい、子どもの育ちに関わりあうことで、子どもたちも町や地域のことを考える場面が増えるとともに、地域の方々に元気を与える機会につながります。

町内では、各地区で実施している「子どもにやさしいまちづくり事業」を通して世代間交流を行っているほか、小学校に隣接した児童館を無料開放しており、子どもの放課後の居場所を確保するとともに子育て家庭の集まる場として利用されています。

子どもの人権の尊重

① 子どもの権利擁護の推進		【担当課】住民課
概要	子どもは一人ひとりが人格を持ち、それぞれの人生を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりの人権、人格を尊重し、その存在や意思が大切にされ、子ども自身が自ら持てる力を発揮し、のびのびと成長することができるように、子どもの権利擁護についての意識啓発を進め、権利擁護のための取組を推進しています。	
今後の方向性	町ホームページやパンフレットを通じて、権利擁護についての周知を図り、意識啓発及び権利擁護のための取組を推進します。	

*児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（平成6年5月16日 公布）

【4つの権利】

- 1 生きる権利（すべての子どもの命が守られること）
- 2 育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること）
- 3 守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）
- 4 参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）

② 子どものための相談支援体制の確立		【担当課】住民課 子ども家庭総合支援センター
概要	子どもの悩みやこころの問題を適切に対応し、健やかな成長を支援するため、学校の相談窓口と「板野町児童家庭支援ネットワーク」が連携を図り、子どものための相談援助体制を構築しています。	
今後の方向性	引き続き、学校及び板野町児童家庭支援ネットワーク等と連携し、子どものための相談体制の充実を図ります。	

児童館を中心とした子どもの居場所づくり(放課後児童対策)

国では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められています。

放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間を対象とする新たな放課後児童対策のプラン「新・放課後子ども総合プラン」が策定されています。

本町では、放課後子ども教室及び児童館の内容が充実していることから、放課後児童クラブは実施していませんが、地域の実情や住民のニーズに応じて実施を検討します。

*新・放課後子ども総合プランに掲げる目標(2019~2023)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

① 放課後子ども教室		【担当課】教育委員会
概要	町内3か所の小学校にコーディネーターを配置して実施しています。 各教室で毎月行事計画を作成し、週に1~2回放課後や週末等に地域の方の協力を得て、安心安全な環境の中で学習・スポーツ・文化活動・地域の方との交流活動等を実施しています。	
今後の方向性	教室運営に関わるボランティアの確保に努めます。また、地域の方に教室に関わってもらうことで、地域全体で子どもを見守る環境づくりを進めます。	

② 児童館運営事業		【担当課】住民課 指定管理者
概要	町内3か所の小学校の近くに児童館があり、子どもと保護者にとっての遊び場所として定着しています。安全で適切な遊びの場を提供するとともに、遊び等を通じて、子ども同士の交流を深め、社会性や創造性、自主性を伸ばすことのできる児童館となるように充実を図っています。	
今後の方向性	身近な子どもの遊び場所及び子育て家庭の集まる場として利用が図られるように管理・運営に努めます。	

交流・体験活動等の推進

① 子どもにやさしいまちづくり事業		【担当課】住民課 社会福祉協議会
概要	<p>子どもにやさしいまちづくり事業（健全育成事業）の中で、ジュニアボランティア育成講習会とT I C運動、世代間交流事業を実施しています。</p> <p><u>ジュニアボランティア育成講習会</u> 障がい者への理解を目的として、小学生・中学生・高校生を対象に手話・点訳講習会を実施。</p> <p><u>T I C運動</u> 社会性・協調性を養うことを目的として、保育園や児童館で中学生・高校生による読み聞かせボランティアを実施。</p> <p><u>世代間交流事業</u> 毎年各小学校で高齢者と児童等の世代間交流を実施。 【東小】昔のくらし等についての話や昔の遊び（お神輿担ぎ、お手玉、こま回し等） 【西小】昔の遊び（お手玉、めんこ等）、町民音頭、金管バンド部の演奏等 【南小】昔の道具等についての話や昔の遊び（お手玉、こま回し、折り紙等）</p>	
今後の方向性	<p>各種ボランティアの確保と事業内容の充実に努め、今後も全ての学校で実施できるよう、働きかけを行います。</p>	

② 家庭教育等の推進		【担当課】教育委員会
概要	<p>子どもの生活の基盤である家庭の教育力を向上させ、健やかに、こころ豊かに子どもを育てることができるよう支援しています。学校が家庭・地域と協力し、こころ豊かにのびのびと育つことのできるまちづくりに向け、それぞれの連携を深めるとともに、PTA活動や保護者会などで講演会等の研修を実施しています。</p>	
今後の方向性	<p>PTAや公民館などのあらゆる子育て支援施設、子育て支援関係者との連携を強化するとともに、研修内容の充実を図ります。</p>	

(3) 生きる力を育む教育の充実

現在の子どもたちに求められるのは、知識や技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力などの「確かな学力」、他人を思いやる心や感動する心などの「豊かな心」、たくましく生きるための「健やかな体」の知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を身に付けることです。

「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体で教育に取り組む必要があります。

確かな学力と豊かな心の育成

① 幼児教育の充実		【担当課】教育委員会 保育園
概要	基本的な生活習慣の確立・自立を図るとともに、基礎学力の根本となる文字や数字に遊びの中で自然に触れられる機会を設けています。生きる力の基礎となる体験がたくさんできるよう、研修等を通じて教員の指導力の向上を図り、幼稚園、保育園における幼児教育の充実を図っています。	
今後の方向性	地域との連携を深め、幼児教育の内容の充実を図ります。	

② 学校教育の充実		【担当課】教育委員会
概要	T・T（チーム・ティーチング）制度や少人数学級の活用をし、児童・生徒一人ひとりの特性を大切にしながら、その能力を最大限に伸ばす教育の充実に努めています。また、学校評議員制度を活用し、学校運営等の点検を行うとともに、地域に根ざした学校としての取組を進めています。	
今後の方向性	引き続き、各小中学校の指導計画において目標等を掲げ、学ぶ環境の向上に努めます。	

③ 福祉教育の推進		【担当課】教育委員会 社会福祉協議会
概要	幼少期から福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養うため、特別支援学級や板野支援学校（板野養護学校）との交流を通して、障がい者への正しい理解を深め、学校教育における福祉教育の促進を図っています。 また、各学校の計画に基づき、総合的学習の時間等を活用した福祉教育が行われています。	
今後の方向性	障がい者への理解を深めるため、引き続き、板野町社会福祉協議会、学校施設、保育園、幼稚園等と連携を図り、学習機会を確保します。	

④ 読書活動の推進		【担当課】教育委員会 保育園
概要	<p>子どもの言葉、感性、表現力、創造力を豊かにし、人生をより深く生きる力を養うことを目的に、学校・図書館・児童館等の町内の様々な関係機関・関係団体による読書活動を推進しています。</p> <p>保育園・幼稚園・小学校・中学校では、地域ボランティアによるお話会の実施、小学校・中学校では「朝の読書」を実施しています。</p>	
今後の方向性	豊かな心の育成に向けて、引き続き実施します。	

障がいのある子どもの受け入れ環境の充実

① 障がいのある子どもの子育て支援		【担当課】教育委員会 保育園 福祉保健課
概要	<p>「第5期板野町障がい者福祉計画・第1期板野町障がい児福祉計画」において、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握しています。</p> <p>また、保育園・幼稚園における障がい児の受け入れに必要な施設の整備・改善、教職員の研修による処遇向上等により、保育・教育における障がい児への支援の充実を図っています。</p>	
今後の方向性	保育園、幼稚園、学校等の施設整備のバリアフリー化を進めます。	

② 特別支援教育の推進		【担当課】教育委員会
概要	<p>特別支援学級の運営については、担当教諭を中心に、特別支援学級支援員が継続して関われる体制を確保して取り組んでいます。</p> <p>小学校・専門機関・保護者との連携を図り、特別支援加配の職員等の確保及び障がい児（者）に対する理解を深めています。</p>	
今後の方向性	<p>自立して生活できる基礎を確立するため、必要に応じて、一人ひとりの障がいや特性に合わせた教育を行い、特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>また、様々な発達障がいのある子どもたちに対応するために、専門機関との連携を図り、教職員の専門性を高めるとともに、専門知識のある職員の配置を検討します。</p>	

2. 子育て支援(子育て家庭が安心していきいき子育てできる)

(1) 子ども・子育て支援サービスの充実

就学前の子どもが日中を過ごす場所として、家庭以外では保育園と幼稚園があります。近年は女性の社会進出による共働き世帯の増加、出産後も継続して働く母親の増加等により、低年齢児の保育利用者が増加傾向となっています。

本町における25～44歳の女性の就業率は平成22年(60.8%)から平成27年(70.5%)にかけて約10ポイント上昇しているとともに、ニーズ調査結果においても、「子育て環境充実のために必要な支援策」として、「保育所(園)や幼稚園での一時預かりや延長保育の充実」や「仕事と子育てが両立できる職場環境の充実」を希望する方が多くなっていました。

今後も引き続き、女性の社会進出が進むことが予測されることから、幼児教育・保育サービスの確保と質の向上を図りながら、子育て支援サービスを実施していくことが重要となっています。

教育・保育事業の充実

① 通常保育の充実		【担当課】 保育園
概要	共働き世帯の増加により、低年齢児からの利用希望がみられることから、低年齢児を中心に待機児童が生じることのないよう、保育ニーズに応じた受け入れ体制を構築しています。 また、クラス別保育が中心となっていますが、同年齢での合同保育及び異年齢保育の場も大切にしながら、子ども同士のふれあいが深まるように工夫しています。	
今後の方向性	保育ニーズに応じた受け入れ体制の確保及び子どもの発達に応じた関わりができるよう取り組んでいきます。	

② 時間外保育の実施		【担当課】 保育園
概要	保育認定を受けた子どもについて、通勤に要する時間や就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、18時半から19時まで延長保育を実施しています。	
今後の方向性	継続して実施するとともに、19時以降の夜間保育については、保育ニーズ等を把握しながら実施の必要性について検討します。	

③ 休日保育の実施検討		【担当課】 保育園
概要	保護者の希望により、土曜日の7時半から18時15分まで保育を実施しています。平成28年10月に13時から18時15分までに延長したことや、平成30年4月より板野わかば保育園が板野保育園に統合し、園児数が増加したことなどにより、利用者の増加へと繋がっています。	
今後の方向性	就労形態の多様化による保育ニーズ等を把握しながら、実施の必要性について検討します。また、土曜日勤務の保育士の確保について、検討を行います。	

④ 保育サービスの質の確保及び向上		【担当課】 保育園
概要	<p>平成30年4月より板野わかば保育園が板野保育園と統合したことにより、園児数・職員数が増加しており、各年齢の保育内容の見直しと職員の質の確保が課題となっています。</p> <p>子ども一人ひとりの育ちを保障していくとともに、保護者支援も合わせて行っているほか、子どもの視点に立ち、健やかな成長を支援できるよう、保育士の研修による資質の向上や保育施設の整備・改修、家庭支援推進保育事業の実施等、保育サービスの質の向上に努めています。</p> <p>育児休業取得等にもとまう継続利用の対象について、3歳児のみであったものを、令和5年4月から0～2歳児にまで拡大しました。</p>	
今後の方向性	幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等について検討します。	

地域子ども子育て支援事業の充実

① 一時預かり事業（幼稚園型以外）		【担当課】 保育園
概要	月曜日から金曜日の8時45分から17時15分まで、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や疾病等による一時的な保育、また私的理由による一時保育を実施しています。	
今後の方向性	就労形態の多様化や保護者の疾病等のやむを得ない事由により、一時的に家庭における育児が困難な場合や、保護者の育児疲れの解消等、一時的な保育ニーズに対応することができるよう、事業の充実を図ります。	

② 一時預かり事業（幼稚園型）		【担当課】教育委員会
概要	幼稚園に通う児童について、保護者の就労等により、幼稚園閉園後も保育を要する児童の預かり保育を実施しています。通常保育日は 13 時から 18 時まで、長期休暇中は 8 時から 18 時まで預かり保育を実施しています。	
今後の方向性	預かり保育の実施体制を継続して確保し、預かり保育の内容の充実を図ります。	

③ 子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ事業）		【担当課】住民課
概要	保護者の疾病や、出張・残業等の事由、育児疲れや育児不安等の解消、その他社会的事由により、夜間または短期間、一時的に家庭における養育が困難になった場合に、児童養護施設等において子どもの預かりを行う事業で、本町は 4 施設と委託契約しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により制度の周知を図るとともに利用促進を図ります。	

④ 病児・病後児保育事業		【担当課】住民課
概要	概ね 10 歳未満の子どもが、病気や病気回復期のため集団保育・通学が困難で、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病院の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援する事業です。平成 26 年度より徳島県下 11 市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の 10 か所の施設で利用が可能となっています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、とくしま在宅育児応援クーポンの利用促進も図ります。	

⑤ ファミリー・サポート・センター事業		【担当課】住民課
概要	保護者が疾病の時の養育や、保育園・幼稚園の送迎等、子育ての支援を依頼したい人、子育ての支援を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業で、板野郡 5 町で共同実施しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、とくしま在宅育児応援クーポンの利用促進も図ります。	

(2) 子育て家庭への支援体制の充実

子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに母親の心身ケアも重要となっています。近年、家族からの協力が得られず、近所との付き合いもなく、孤立した中で母親が子どもを育てている、いわゆる『孤育て』や産後うつ、虐待等が問題となっています。これらを予防するため、特に就園前の乳幼児と保護者の集まる場所、相談の場として板野保育園に地域子育て支援センターを設置しているとともに、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的として、子育て世代包括支援センター（板野町子育て相談センター）を設置しています。

各種相談機能・情報提供体制の充実

① 地域子育て支援センターの機能充実		【担当課】 保育園 子育て支援センター
概要	<p>毎週月曜日から金曜日の8時半から17時15分まで板野保育園2階の地域子育て支援センターで子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業を実施しています。8時半から16時半までは園庭開放を実施しています。</p> <p>園庭開放の実施による未就園児の健全育成や、育児不安等の子育てにおける保護者の相談に応じ、地域の子育て支援の拠点として活用されるよう、機能の充実を図っています。</p>	
今後の方向性	<p>月曜日・水曜日の「みらいっこくらぶ」は、イベント行事と重なる日は参加人数が多く、部屋に収容できない場合もあるため、遊び場の工夫を行い、更なる機能の充実を図ります。</p>	

② 子育てに関する総合窓口の設置		【担当課】 住民課
概要	<p>子育て支援に関するサービスの情報提供を行うとともに、各種相談事業、相談機関と連携し、総合的に子育て支援を行うことができるよう、関係機関の協力を得て適切な対応に努めています。</p>	
今後の方向性	<p>当面は住民課が窓口となり、子育て支援に関するサービスの情報提供を行うとともに、必要に応じ関係機関を紹介します。</p>	

③ 子育て支援に関する情報提供の充実		【担当課】住民課 福祉保健課
概要	<p>広報誌、社協だより等、あらゆる広報機会を通じて、子育て支援に関するサービスや情報を適切に提供しています。また、AIテレビやインターネット等の各種メディアの利用や乳児健診等の機会の活用、保育園・幼稚園・学校等の関係機関との連携により、全ての住民が必要な情報を得ることができるように努めています。</p>	
今後の方向性	<p>情報提供手段について随時検討しながら情報提供を行います。また、IoTやICT、AIの活用についても積極的に取り組んでいきます。</p>	

④ 子育て世代包括支援センター（板野町子育て相談センター）の設置		【担当課】福祉保健課
概要	<p>平成31年4月1日から妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供する体制を構築することを目的として、子育て世代包括支援センター（板野町子育て相談センター）を設置しています。また、平成31年度より電子母子手帳「いたの子育てアプリ」によるICTを活用した子育て支援を行っています。</p>	
今後の方向性	<p>妊娠期から子育て期にわたる相談や様々なニーズに対して専門スタッフが関係機関と連携し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりや子どもの健やかな成長へのサポートを行っています。</p>	

⑤ 外国につながる子どもへの支援・配慮		【担当課】教育委員会 住民課
概要	<p>国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した子どもや両親が国際結婚の子どもなどの外国につながる子どもの増加が見込まれることを踏まえ、当該児童が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し、必要な支援を行います。</p>	
今後の方向性	<p>引き続き、日本語能力が十分でない帰国・外国人児童生徒に対し、日本語講師による日本語支援を実施することにより、幼児・児童生徒の学校生活や学習を支援していきます。</p>	

子育て家庭への経済的支援の推進

①-1 児童手当		【担当課】住民課
概要	中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、児童手当を支給し、子育てや教育に要する費用の経済的負担を緩和しています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図ります。	

①-2 児童扶養手当		【担当課】住民課
概要	父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていないお子さんを監護・養育している方に児童扶養手当が支給されています。児童扶養手当の支給は、監護・養育されているお子さんが18歳に達した年度末（政令で定める障がいのあるお子さんは20歳（ただし、再認定の請求が必要です。））までです。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。	

①-3 特別児童扶養手当		【担当課】住民課
概要	特別児童扶養手当の支給は、お子さんの健やかな成長を願って、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障がいのあるお子さんをご家庭で養育している方に対し、支給される手当です。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。	

①-4 出産・子育て応援給付金		【担当課】福祉保健課
概要	妊娠から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援を充実し、経済的支援を一体として、妊娠届と出生届の際に5万円ずつ計10万円を交付します。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。	

①-5 板野町出産祝金交付事業		【担当課】住民課
概要	<p>子どもの誕生を祝し、経済的な支援を実施することで、子どもを産み育てることに対する負担感を軽減し、少子化の改善や子育て世代の定住促進につなげるため、出生児1人あたり10万円を交付します。</p> <p>〔令和5年1月から実施〕板野町独自事業</p>	
今後の方向性	<p>広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。</p>	

②-1 医療費の助成（子どもはぐくみ医療助成事業）		【担当課】住民課
概要	<p>お子さんが病気やけがで病院を受診された際に係る医療費（保険診療分の自己負担分）を町（県）が負担する制度です。</p> <p>板野町では平成31年4月1日より、子どもはぐくみ医療費助成の対象者を中学校修了までの子どもから18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもに拡大しています。中学校修了までの子どもは無料、中学校修了後から18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもは一医療機関1か月あたり600円の自己負担が必要となっています。</p>	
今後の方向性	<p>様々な医療費の助成等の制度の活用について、引き続き周知を図ります。</p>	

②-2 医療費の助成（板野町こうのとり応援事業）		【担当課】福祉保健課
概要	<p>不妊治療を行っているご夫婦を支援するため、医療保険が適用されない特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。助成は、徳島県こうのとり応援事業の助成決定を受けた方に上乗せする形で行っています。</p>	
今後の方向性	<p>広報誌やホームページ等により制度の周知を図ります。</p>	

③ とくしま在宅育児応援クーポン事業		【担当課】住民課
概要	<p>0～2歳のお子さんを在宅で育児をしている家庭の心理的・経済的負担を軽減し、子育て支援サービスを気軽に利用していただくために「とくしま在宅育児応援クーポン（15,000円分）」を交付しています。</p>	
今後の方向性	<p>広報誌やホームページ等により、制度の周知を図るとともに、適切な利用を促進します。また、サービス提供事業者の登録も進めます。</p>	

④-1 幼児教育・保育の無償化		【担当課】住民課 教育委員会
概要	子どもを安心して生み育てるためには、子育て家庭の経済的支援を図ることが重要であることから、平成28年4月より幼稚園授業料無償化。平成28年10月より保育園保育料無償化を実施しています。また、令和元年10月からは町立の幼稚園の給食費、保育園の主食費・副食費についても無償とし、板野町では就学前教育（町立の幼稚園・保育園）は全て無償となっています。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等により、制度の周知を図ります。	

⑤-1 奨学金の貸与		【担当課】教育委員会
概要	勉学に意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な高校生及び大学生に奨学金を貸与しています。地方創生事業のひとつとして、若い世代のUターン及び定住を促進するため、一定の条件のもと返還免除を盛り込んだ奨学金制度です。	
今後の方向性	広報誌やホームページ等、また、地元の中学校・高等学校を通じて、制度の周知を図ります。	

子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策計画）

令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することが規定されています。

また、国の「子供の貧困対策に関する大綱案」においては、以下の6点があげられているとともに、今後の子どもの貧困対策を講じるにあたり踏まえるべきものとして、①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目ない支援、②地方公共団体による取組の充実、③支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援の3つの視点が示されました。

教育の支援	「学校」を地域に開かれたプラットフォームと位置づけるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図ること。
生活の支援	親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進すること。
保護者に対する就労の支援	職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めること。
経済的支援	様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促すこと。

その他	子どもの貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進めること。
	今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組むこと。

また、徳島県では平成27年3月に次世代育成支援対策推進法及び徳島県子どもはぐくみ条例に基づき、徳島県次世代育成支援行動計画「第2期徳島はぐくみプラン（平成27年4月～令和2年3月）」を策定し子どもたちを大切に育み、子育ての喜びを分かち合える徳島を目指し、施策を展開してきました。

本町においても、国や徳島県の方向性を踏まえつつ、教育の支援や生活の支援など、すべての子どもたちが、子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることなく、夢と希望を持って安心して育つことのできるまちを目指すため、積極的な施策の展開に努めるとともに、必要に応じて県の関係機関や施策につなげます。

① 教育の支援

	事業名	事業内容	担当課
1	就学援助費（小・中学校）	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校生活に必要な費用の一部を援助します。	教育委員会
2	特別支援教育就学奨励費（小・中学校）	特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者の方に対し、経済的負担を軽減するために、就学に必要な費用の一部を援助します。	教育委員会
3	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上を図るために修学資金、就学支度資金、などの貸付があります。	住民課（徳島県東部保健福祉局）
4	ひとり親家庭ホームフレンド派遣事業	ひとり親家庭等の子どもたち（小学生から高校生まで）の話し相手、相談相手、遊び相手となるホームフレンドを派遣し、ひとり親家庭の子どもたちが健やかで安定した生活が送れるようサポートします。	住民課（徳島県母子寡婦福祉連合会）
5	ひとり親家庭等子どもの学習支援事業	ひとり親家庭等の小学生を対象に、自宅へ家庭教師を派遣し、自宅での学習環境を習得できるように支援します。	徳島県次世代育成・青少年課

② 生活の支援

	事業名	事業内容	担当課
1	子育て短期支援事業	(再掲 P34)	住民課
2	県営住宅の優先入居	母子、父子家庭の方は、県営住宅入居募集の際、一般の申込みと母子家庭等の優先枠の両方に申込みができます。	徳島県住宅供給公社
3	母子生活支援施設	18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の色々な問題のため、子どもの養育が十分にできない場合に、子どもと一緒に利用できる児童福祉施設です。	徳島県東部保健福祉局
4	家庭生活支援員の派遣	母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の方などが家族の病気や本人の通学・仕事、冠婚葬祭などの理由によりお困りのとき、保育や家事などをお手伝いする家庭生活支援員を派遣します。	徳島県母子寡婦福祉連合会
5	生活困窮者自立相談支援事業	経済的に不安を抱える方の相談に対応し、相談者が抱える課題を把握するとともに、その状況や相談者の意思を確認しながら、一人ひとりの状態に沿った支援計画の作成を行い、就労促進のための支援事業など包括的な支援を行います。	町社会福祉協議会

③保護者に対する就労支援

	事業名	事業内容	担当課
1	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭、父子家庭、寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付を行っています。	住民課（徳島県東部保健福祉局）
2	母子家庭等就業・自立支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談事業：身上相談などの悩みごとの相談相手となり、問題解決のお手伝いをします。父子家庭の方の相談にも応じています。 ●特別相談事業：法律相談については弁護士が、経営相談については中小企業診断士が、専門的に相談・助言を行っています。 	徳島県母子寡婦福祉連合会
3	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当を受給している方の状況や希望に応じ、自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して仕事探しのお手伝いをします。	徳島県東部保健福祉局 徳島県母子寡婦福祉連合会

4	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（6割、上限20万円）が支給されます。受講しようとする講座について、受講開始前に受講対象講座として指定を受ける必要があります。雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付（費用の2割：上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても、費用の6割（上限20万円）との差額を自立支援教育訓練給付金から上乗せして支給されます。	徳島県東部保健福祉局
5	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が、指定された資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金が支給されます。	徳島県東部保健福祉局
6	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を受給しながら資格の取得を目指す母子家庭の母や父子家庭の父に対し、修学・就職を容易にするための資金の貸付を行います。	徳島県母子寡婦福祉連合会
7	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及び子に対して、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講して学び直しを行う場合に、給付金が支給されます。	徳島県東部保健福祉局
8	JR 通勤定期の3割引	児童扶養手当を受けているひとり親世帯や、生活保護世帯の方が、JRを利用して通勤している場合は、通勤定期乗車券を3割引で購入できます。	住民課（ひとり親世帯担当） 福祉保健課（生活保護世帯担当）

④ 経済的支援

	事業名	事業内容	担当課
1	板野町ここのとり応援事業	(再掲 P38)	福祉保健課（徳島保健所）
2	児童手当	(再掲 P37)	住民課
3	児童扶養手当	(再掲 P37)	住民課
4	特別児童扶養手当	(再掲 P37)	住民課
5	出産・子育て応援給付金	(再掲 P37)	
6	板野町出産祝金	(再掲 P38)	

7	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の方が病院等にかかった場合、安心して医療が受けられるよう、入院及び児童の通院に係る保険医療の自己負担分の一部について助成を行っています。	住民課
8	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子家庭・父子家庭・寡婦の生活の安定と、その子どもの福祉の向上をはかるために、各種の貸付を行っています。	住民課
9	母子世帯小口資金貸付金	母子世帯の方が、少額の資金を急いで必要とするとき必要な資金を無利子で借りることができます。	住民課
10	子どもはぐくみ医療助成費	(再掲 P38)	住民課
11	とくしま在宅育児応援クーポン事業	(再掲 P38)	住民課
12	保育料・幼稚園授業料の無償化(主食費・副食費・給食費無償化)	(再掲 P39)	住民課、教育委員会

(3) 関わりが必要な親子への支援体制の充実

少子化、核家族化、情報化、国際化など、社会情勢がめまぐるしく変わり、複雑化するなか、人間関係の希薄化、地域社会のコミュニティ意識の衰退なども進み、地域社会における子どもの育ちを巡る環境や家庭における親の子育て環境が変化しています。

また、ひとり親家庭の増加や児童虐待の問題は全国的にも深刻化しており、どの地域でも身近に起こりうる問題ととらえる必要がある状況といえます。

そんな中、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点として、令和4年までに「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、問題を抱えるケースへの対応などに努めていきます。

ひとり親家庭の自立支援の推進

① 相談体制の充実及び経済的支援		【担当課】住民課
概要	ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減及び自立促進に向けて、児童扶養手当、福祉資金貸付制度等の各種制度についての周知を図るとともに、関係機関と連携を図り、就業等の相談体制の充実に努めています。	
今後の方向性	引き続き、各種制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	
② ひとり親家庭等医療費助成制度		【担当課】住民課
概要	ひとり親家庭等の方が病院にかかった時に、保険医療費の自己負担の一部について助成を行っています。	
今後の方向性	引き続き、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。	
③ 歳末たすけあい運動		【担当課】社会福祉協議会
概要	毎年、年末に歳末たすけあい運動として、ひとり親家庭へ物品を贈呈しています。 住民の方々から「歳末たすけあい募金」として募金のご協力をいただき、民生児童委員には対象者への歳末配分品の配布のご協力をいただいています。また、ひとり親世帯等の対象者には広報誌を通して周知し、歳末配分品（図書カード1,000円）を配布しています。	
今後の方向性	歳末たすけあい募金が減少傾向にあることから、実施方法の工夫及び検討を行います。また、申請方式のため、ひとり親の全世帯に配分できていないことから、運動の周知を図ります。	

児童虐待防止対策の充実

①-1 児童虐待防止の取組		【担当課】住民課 福祉保健課 子ども家庭総合支援センター
概要	児童虐待の未然防止に向けて、小学校・中学校や関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・予防に努めています。また、児童家庭支援ネットワークの活用や虐待の通報義務についての周知を行い、地域における児童虐待の予防を推進しています。	
今後の方向性	引き続き関係機関と連携をしながら、児童虐待の未然防止に努めます。	

①-2 養育支援家庭訪問の実施		【担当課】福祉保健課 住民課
概要	産後うつや育児不安、子どもの成長での不安を抱える家庭に保健師等が訪問し、相談等に対応しています。各種健診事業時においても早期発見・予防に努め、迅速に対応できる支援体制を整えています。経過観察あるいは支援が必要な家庭に対しては、保健指導を行い、家庭での安定した養育の支援を図っています。	
今後の方向性	子育てに関する相談体制を充実させるとともに、家庭訪問などを行いながら、育児不安の軽減及び児童虐待についての啓発と未然防止に努めます。	

③ 板野町児童家庭支援ネットワーク (板野町要保護児童対策地域協議会)		【担当課】福祉保健課 住民課 子ども家庭総合支援センター
概要	要保護児童等の適切な保護や支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行い支援対策を推進します。	
今後の方向性	今後も引き続き、児童虐待に関する相談に対応し適切な対応が図れるように、板野町児童家庭支援ネットワークで連携・調整を図っていきます。	

④ 板野町子ども家庭総合支援センターの設置		【担当課】福祉保健課 住民課 子ども家庭総合支援センター
概要	市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行うための拠点を設置します。	

今後の方向性	(令和4年4月設置)「少年育成室」「子ども家庭支援室」「教育支援室」からなる3室を設け、「教育支援室」には、eスポーツ関連機器を導入するなど、子どもたちを取り巻くいじめ、非行、児童虐待をはじめ、子どもの養育、家庭内の様々な悩みや心配事に関する相談等、「総合相談窓口」として機能します。また、家庭や学校に居場所がない子どものための「子どもの居場所支援事業」では、安心・安全な居場所の提供や生活習慣の形成、学習・食事の支援など総合的な支援を実施します。
--------	--

3. 温かく包む地域(子どもの成長と子育て支援に地域が関わる)

(1) 地域ぐるみ子育ての推進

親子が安心して暮らせるためには、人とのふれあい、地域のつながりの大切さが再確認されています。民生委員・児童委員等が各地域の状況や相談に対応しているほか、地域で様々な活動が展開されています。このような活動を活かし、関係機関と協力して、地域が子どもと関わり、地域で子育てを支援する仕組み・つながりを確立することが地域にとっても重要な課題といえます。

ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域全体で子育てを考え、サポートできるような取組を進めるとともに、共働き世帯が増える現状を踏まえ、子育て・家庭・仕事の両立を図り、家族が協力しあって暮らしていけるよう、低年齢児からの教育・保育サービスの充実と子育て支援体制の構築を進めます。

子育て支援ネットワークの充実

① 民生委員・児童委員活動の充実	【担当課】社会福祉協議会 民生児童委員協議会
概要	社会福祉協議会などを通じて、民生委員・児童委員の研修や連絡・協議の場を確保し、地域における児童や保護者の相談役としてその機能が十分果たされるよう、活動の充実を図っています。また、町行事の「いたの子どもフェスティバル」への協力と児童館等へサンタクロースの派遣を行っています。
今後の方向性	引き続き、町行事や子育てサークル事業へ積極的に参加してもらえるように活動を支援します。

② 子育てサークルの活動支援	【担当課】保育園 子育て支援センター
概要	地域子育て支援センター等を中心に、地域の子育てサークルの育成・活動支援を行っています。子育て中の親同士が交流や情報交換、相互に協力を行う等、自主的に活発な活動ができるように支援しています。

今後の方向性	子育てサークルの育成を行うとともに、遊びの場及び保育技術（手遊び、紙芝居等）の提供を実施し、子育てサークル活動の支援を行います。
--------	--

③ 子育て支援ネットワークづくり		【担当課】 保育園 子育て支援センター
概要	<p>地域における子育て支援サービスやその他様々な子育てに関する情報、保育園・幼稚園・学校などの社会資源が相互に連携を持ち、有効に機能するよう、子育て支援に関するネットワークを構築しています。</p> <p>ボランティアセンターでは、ボランティア講座の実施や生涯学習活動等と連携を図り、子育て支援のための人材の育成を推進しています。</p> <p>また、栄養士・調理師・看護師・県保健所と連携を図り、子育て相談の対応を行い、必要に応じて専門機関につなげるようネットワークを構築しています。</p>	
今後の方向性	地域全体の子育て支援拠点としての意識を持ち、地域に網のように子育てネットワークを広げていきます。	

④ 地域の子育て支援の拠点としての保育園・幼稚園、学校の活用		【担当課】 子育て支援センター
概要	<p>子育て支援センター、保育園・幼稚園・学校等が、地域における子育て支援の拠点としての役割を担い、地域での子育て支援の役割を果たせるよう、その施設や機能の十分な活用を進めています。</p> <p>町内の児童館、子どもフェスティバル等に出向き、紙芝居や手遊びを実施するとともに子育て相談窓口の開設を実施し、子育て支援センターへ来られない人に対しても対応しています。</p>	
今後の方向性	回数や時間に限りがあるものの、充実を図れるように継続して実施します。	

ワーク・ライフ・バランスの推進

① 事業所への意識啓発		【担当課】住民課
概要	育児休業や介護休業制度の普及・利用促進、働き方の見直しを含めた子育てにやさしい就労環境の整備について、事業所への意識啓発に努めています。	
今後の方向性	方策を検討し、関係機関と連携して啓発に努めます。	

② 男女共同参画社会の推進		【担当課】人権コミュニティ課
概要	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点から、それぞれの家庭に合った役割分担が行われ、子育てが負担となることのないよう、男女共同参画の推進について、国・県の関係機関と連携を図り、広報誌等を通じて意識啓発に努めています。</p> <p>近年の少子化・核家族化などにより、家庭における育児機能の低下も見られ、男性の家事・育児への参加が求められています。</p>	
今後の方向性	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、広報誌やホームページ等を活用して、仕事中心の考え方から家庭生活や地域活動等へ参画していく意識の啓発に努めます。	

③ 子育て支援サービスの周知		【担当課】住民課
概要	様々な生活様式や多様化する就労形態に合わせて必要な支援が行えるよう、ファミリー・サポート・センターなどの子育て支援サービスの周知を図り、利用を促進しています。	
今後の方向性	情報提供手段を検討して、子育て支援サービスの周知を図ります。	

(2) 安心・安全な暮らしづくりの推進

交通事故や犯罪、災害などに子どもが巻き込まれる危険が高まっているなか、学校や地域での交通安全活動をはじめ、地域の協力による見守り活動、災害時要配慮者の把握など安全性の向上に努めていますが、今後はより地域と連携した取組が求められます。

暮らし場・育ちの場としてより住みよい生活環境を形成していくことが重要であり、子どもからお年寄りまで全ての住民にとって暮らしやすくすることを基本に、まちづくりを推進することが重要です。

子どもと子育てにやさしいまちづくり

① 人にやさしいまちづくりの推進		【担当課】 福祉保健課
概要	板野町地域福祉計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化など、福祉的配慮のあるまちづくりを促進しています。全ての方が使いやすい施設・サービス等、ユニバーサルデザインの考え方を普及し、子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めています。	
今後の方向性	地域福祉計画、まちづくり計画と連携を図り、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点で優先順位をつけて計画的な整備・改修等に努めます。 また、現在建設中の「道の駅いたの」についても、子どもから高齢者・障がい者が利用しやすい施設となるよう整備を進めます。	

安心・安全のまちづくり

① 地域の安全活動の推進 (スクールガードによる見守り活動)		【担当課】 社会福祉協議会
概要	子どもが被害者となる交通事故や犯罪から守るため、地域での交通安全教室や見守り活動などを関係機関と連携して取り組んでいます。また、様々な広報等の機会を活用して、被害に遭わないための対策等、啓発と情報提供に努めています。 下校時の児童を守る活動として、民生委員が3小学校で月1回ずつ行う「スクールガード」、老人クラブが毎週木曜日に行う「子ども見守り隊」があります。	
今後の方向性	民生委員・児童委員協議会、老人クラブに加え、その他の団体の活動に広がるように関係団体に働きかけるとともに、関係機関と連携を図り、子ども110番の家についても周知を図ります。	

第5章 量の見込みと確保方策

1. 量の見込みの算出について

平成31年1月に実施した「板野町子育て支援に関するアンケート調査」からニーズを把握し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行いました。

量の見込みは、国から示された計算方法に則った結果をそのまま目標事業量とするのではなく、地域における供給体制の在り方等を検討し、地域独自の目標を設定することとされていることから、調査結果より現在・潜在の家族類型別における各種サービスの利用状況・利用意向を把握し、人口推計により算出した推計児童数に過去の実績から算出された利用意向割合を乗ずることにより、各種サービスの量の見込みを算出しました。

2. 教育・保育の提供区域の設定

「教育・保育の提供区域」とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

本町における「教育・保育の提供区域」については、地理的条件、地域構成、人口規模を踏まえ、比較的バランスよく、教育・保育施設の配置されている状況や、計画策定期間を5か年であることを勘案して、第1期計画同様、町内全域を**1区域**で設定します。

また、本町の地域子ども・子育て支援事業についても、町内全域を1区域として設定します。

なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合であっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアに偏在することなく、交通事情やニーズ等も配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策

(1) 認定区分等

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分（支給要件）			保育必要量 （内容）	利用定員を設定し、 給付を受ける施設・事業
教育・保育給付（現行）	1号 認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号 認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育短時間 保育標準時間	認可保育園 認定こども園
	3号 認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	保育短時間 保育標準時間	認可保育園 認定こども園 小規模保育等

認定区分（支給要件）			支給に係る施設・事業
施設等利用給付（新設）	新1号 認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号 認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号 認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

(2) 認定基準

保育の利用については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間（保護者の就労時間）、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

認定基準	
■保育を必要とする事由	就労・妊娠・出産・保護者の疾病・障害・同居親族等の介護・看護等
■保育時間	主にフルタイムの就労を想定した長時間利用である「保育標準時間」及び主にパートタイムの就労を想定した短時間利用である「保育短時間」の2種類
■入所を優先する事情	ひとり親家庭・生活保護世帯・虐待やDVのおそれがあるなど社会的養護が必要な場合など

(3) 教育・保育の提供体制

令和5年1月現在、本町の教育・保育の提供体制は以下の通りとなっています。

		施設名	定員	
幼稚園	公立	板野東幼稚園	140人	315人
		板野東幼稚園大坂分園	35人	
		板野西幼稚園	70人	
		板野南幼稚園	70人	
保育所	公立	板野保育園	240人	240人



(4) 教育・保育の量の見込みと確保方策

①1号認定

区分		計画				
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		183人	196人	210人	203人	200人
②確保方策	特定教育・ 保育施設	315人	315人	315人	315人	315人
	幼稚園 +預かり保育	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	315人	315人	315人	315人	315人
②-①		132人	119人	105人	112人	115人

②2号認定

区分		計画				
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		77人	83人	89人	86人	90人
②確保方策	教育ニーズ	0人	0人	0人	0人	0人
	保育ニーズ	80人	85人	90人	90人	90人
	合計	80人	85人	90人	90人	90人
②-①		3人	2人	1人	4人	0人

③3号認定

区分		計画				
		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
0歳児	①量の見込み	9人	9人	9人	36人	36人
	②確保方策	30人	30人	30人	39人	39人
	利用率	38.0%	38.5%	39.5%	40.5%	41.7%
	②-①	21人	21人	21人	3人	3人
1～2歳	①量の見込み	129人	126人	116人	145人	135人
	②確保方策	138人	138人	138人	150人	150人
	利用率	68.7%	70.1%	76.2%	77.5%	79.3%
	②-①	9人	12人	22人	5人	15人

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日並びに利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園などにおいて保育を実施する事業で、平成30年度以降は板野保育園のみで実施しています。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み	1,041 人日	1,072 人日	1,081 人日	1,052 人日	1,030 人日
②確保方策	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日	1,100 人日
②-①	59 人日	28 人日	19 人日	48 人日	70 人日

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

現在、町内では実施していませんが、放課後子ども教室や児童館運営事業を通して、放課後児童対策を実施しており、今後、町の実態や状況に応じて、放課後児童クラブの実施を検討します。

■参考（放課後子ども教室の実績）

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
教室数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
延べ利用人数	2,189 人	2,184 人	2,332 人	2,629 人	2,500 人

【新・放課後子ども総合プラン】

取り組むべき項目	町の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	現在の児童館事業に加え、放課後児童クラブについては、町の実態や状況に合わせて検討を行います。実施する場合には、全小学校区で整備することを目指します。
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の 2023 年度に達成されるべき目標事業量	町内全小学校区で開催している放課後子ども教室を一体的または連携して実施することを目指します。
放課後子ども教室の 2023 年度までの実施計画	平成 19 年度に町内 3 小学校区全てに放課後子ども教室を整備済みであり、今後必要に応じ内容の充実に取り組みます。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後子ども教室の充実を図り、目的を達成できるように努めます。実施場所として、余裕教室等については、学校教育に支障のない範囲で利用を検討していきます。その際には、教育委員会、住民課等の関係機関が協議し連携を持ちながら実施を進めます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	事業の目的が達成できるよう関係者間の情報共有、協議を図れるよう子ども・子育て会議等を利用して検討を行います。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> ・加配職員を配置します。 ・支援の必要な子どもに関わる全職員が、障がいに関する知識と認識を深めます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	現在、児童館の開所時間は、開所時間延長支援事業の示す時間には一部対応していません。今後、放課後児童クラブの整備を検討する中で、あわせて検討していきます。
各放課後児童クラブが、放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童クラブを実施する際に検討します。
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	放課後児童クラブを実施する際に検討します。

(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

①ショートステイ

保護者の疾病・出産・看護・災害などで児童の養育が困難になった場合、児童福祉施設で一時的に児童を預かる事業です。

現在、町外の4施設と委託契約をし、児童の受け入れを実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		3人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②確保方策	施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

②トワイライトステイ

保護者が仕事などで帰宅が夜間になる場合、児童福祉施設で一時的に児童を預かる事業です。

現在、町外の3施設と委託契約をし、児童の受け入れを実施していますが、利用実績はありません。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	施設数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流・育児相談等を実施し、育児不安等を解消するための事業です。

現在、板野保育園2階の地域子育て支援センターで実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の 見込み	延べ人数	2,432人回	2,388人回	2,232人回	2,189人回	2,137人回
	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保方策	施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

(5) 一時預かり事業

家庭で保育している乳幼児が、保育者の入院、傷病、冠婚葬祭、育児疲れ解消等の理由により保育が必要となる場合に、一時的に保育所（園）・幼稚園・認定子ども園で預かる事業です。

①幼稚園型

現在、板野東幼稚園・西幼稚園・南幼稚園で実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の 見込み	1号 認定	19,462 人日	20,845 人日	22,334 人日	21,589 人日	21,270 人日
	2号 認定	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	計	19,462 人日	20,845 人日	22,334 人日	21,589 人日	21,270 人日
②確保 方策	延べ 人数	23,000 人日	23,000 人日	23,000 人日	23,000 人日	23,000 人日
②-①		3,538 人日	2,155 人日	666 人日	1,411 人日	1,730 人日

②幼稚園型以外

現在、板野保育園で実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		350 人日	360 人日	363 人日	354 人日	346 人日
②確保 方策	保育所	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
	ファミリ-・ヒ-ト- セ-カ-	30 人日	31 人日	31 人日	30 人日	30 人日
	トワ行作行イ ※再掲	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	計	430 人日	431 人日	431 人日	430 人日	430 人日
②-①		80 人日	71 人日	68 人日	76 人日	84 人日

(6) 病児・病後児保育事業

概ね 10 歳未満の子どもが、病気や病気回復期のため集団保育・通学が困難で、保護者の就労等により家庭で保育ができない場合に、病院の専用スペースで一時的に預かることにより、子育てを支援する事業です。

本町では、平成 26 年度より徳島県下 11 市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の 10 か所の施設で利用が可能となっています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み		165 人日	170 人日	172 人日	167 人日	164 人日
②確保方策						
病児・病後 児対応型	延べ人数	170 人日	180 人日	180 人日	170 人日	170 人日
	施設数	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
体調不良児 対応型	延べ人数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	施設数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
ファミリー・サポート・ センター (病児・緊急対応)		5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
合計 (延べ人数)		175 人日	185 人日	185 人日	175 人日	175 人日
②-①		10 人日	15 人日	13 人日	8 人日	11 人日

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)

保護者が疾病の時の養育や、保育園・幼稚園の送迎等、子育て支援を依頼したい人、子育て支援を行いたい人との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。現在、板野郡 5 町で共同実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の 見込み	未就学児	30 人日	31 人日	31 人日	30 人日	30 人日
	就学児	29 人日	29 人日	29 人日	30 人日	31 人日
	計	59 人日	60 人日	60 人日	60 人日	61 人日
②確保 方策	一時預かり	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日	65 人日
	病児・緊急対応	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日	5 人日
	計	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
②-①		11 人日	10 人日	10 人日	10 人日	9 人日

■登録者 ※2019（H31）年は7月31日時点

	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)
依頼会員数	91人	104人	112人	130人	79人
提供会員数	21人	23人	25人	26人	19人
両方会員数	13人	13人	13人	13人	13人

（8）利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、母子保健型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があります。

本町では、平成31（令和元）年度より、母子保健型1か所で実施しています。

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
基本型・ 特定型	①量の見込み	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	②確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
②－①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
母子 保健型	①量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	②確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②－①		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

（9）妊娠健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み	951人回	939人回	915人回	891人回	867人回
②確保方策	実施機関：徳島県医師会				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を、保健師・助産師・保育士・児童委員等が直接訪問し、育児に関する相談や子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、各家庭の養育環境等の把握を行う事業です。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み	79人	78人	76人	74人	72人
②確保方策	実施場所：各家庭 実施体制：助産師 実施時期：生後4ヶ月				

(11) 養育支援訪問事業

出産後間もない時期や養育が困難な家庭に保健師等が訪問し、育児等の援助や指導を行うことにより、家庭の抱える諸問題の解決や育児不安や負担の軽減を図る事業です。

	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
①量の見込み	6人	6人	6人	6人	6人
②確保方策	実施場所：各家庭 実施体制：保健師、助産師、心理相談員 実施時期：通年				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

現在は実施していませんが、地域の実情や社会情勢を把握したうえで、実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置又は運営を促進するための事業です。

現在は実施していませんが、国の動向や町の実情を勘案し、内容を検討していきます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保方策等

幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進に関しては、子どもの幸せを第一に考え、保護者のニーズや各々の施設が老朽化や耐震化の必要性の観点のみならず、教育・保育の質・機能の充実、子どもの成長の観点を大切にする必要があります。

特に幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる時期であり、子どもたちに質の高い教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取組を推進します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設で、本町には設置されていません。

今後も身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえて検討する必要があるとともに、地域の理解を十分に得る必要があることから、引き続き検討を行います。

(2) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分に留意し、幼稚園や保育所双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供します。

また、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施するとともに、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援の充実を図ります。

それらの実現のために、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門性を有する指導主事・教育アドバイザー等の配置、人材の確保や処遇改善を始めとする労働環境への配慮を進めます。



(3) 幼稚園・保育所と小学校等との連携についての推進方策

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園・保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基礎になることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研修の機会を設け情報共有をする等、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する町民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本町は、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。



第6章 計画の推進

1. 推進体制

この計画の分野は、福祉・保健・教育・労働・生活環境など多岐にわたっています。このため、関係各課、関係機関、団体、企業等と連携しながら、地域社会全体の取組として、総合的かつ効果的な推進を図ります。

また、町民（保護者）、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「板野町子ども・子育て会議」等において、各年度の計画の進捗状況を把握し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本事業の効果的な進行管理に努めます。

2. 計画の広報・啓発

地域社会全体で、全ての子どもの育ちと子育てを支援していくためには、町民や企業、関係団体の理解や協力、参画なくしては実現できません。町のホームページ、広報誌、パンフレット等を活用し、本計画について理解・促進を図ります。

また、計画の進捗状況についても、担当課のヒアリング等により確認し、その結果については、町のホームページ等により公表し、町民への周知を図ります。情報共有を図り、地域と行政が一体となった連携のもと計画を推進します。



1. 子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、板野町に子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 板野町子ども・子育て会議委員名簿

分 野	所 属 団 体	氏 名	備 考
法第6条第2項に規定する保護者	板野町PTA連合会会長		
	板野東幼稚園PTA会会長		
	板野西幼稚園PTA会会長		
	板野南幼稚園PTA会会長		
	板野保育園保護者会会長		
子ども・子育て支援に関し見識を有する者	板野町教育委員		
	板野町主任児童委員		
	板野町主任児童委員		
	板野町主任児童委員		
法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	幼稚園園長代表（板野南幼稚園）		
	保育園園長代表（板野保育園）		
	板野町学校長会代表（板野西小学校）		
	板野町社会福祉協議会事務局長（児童館受託者）		
その他町長が必要と認めた者	板野町議会総務文教常任委員長		
	板野町議会厚生常任委員長		
	板野町副町長		
	板野町教育長		
	板野町福祉保健課課長		

**第 2 期板野町子ども・子育て支援事業計画
【令和 2 年度～令和 6 年度】**

発 行：板野町役場 住民課

〒779-0192 徳島県板野郡板野町吹田字町南 22 番地 2

電 話：088-672-5984

F A X：088-672-2533